

米國海上法

第五卷

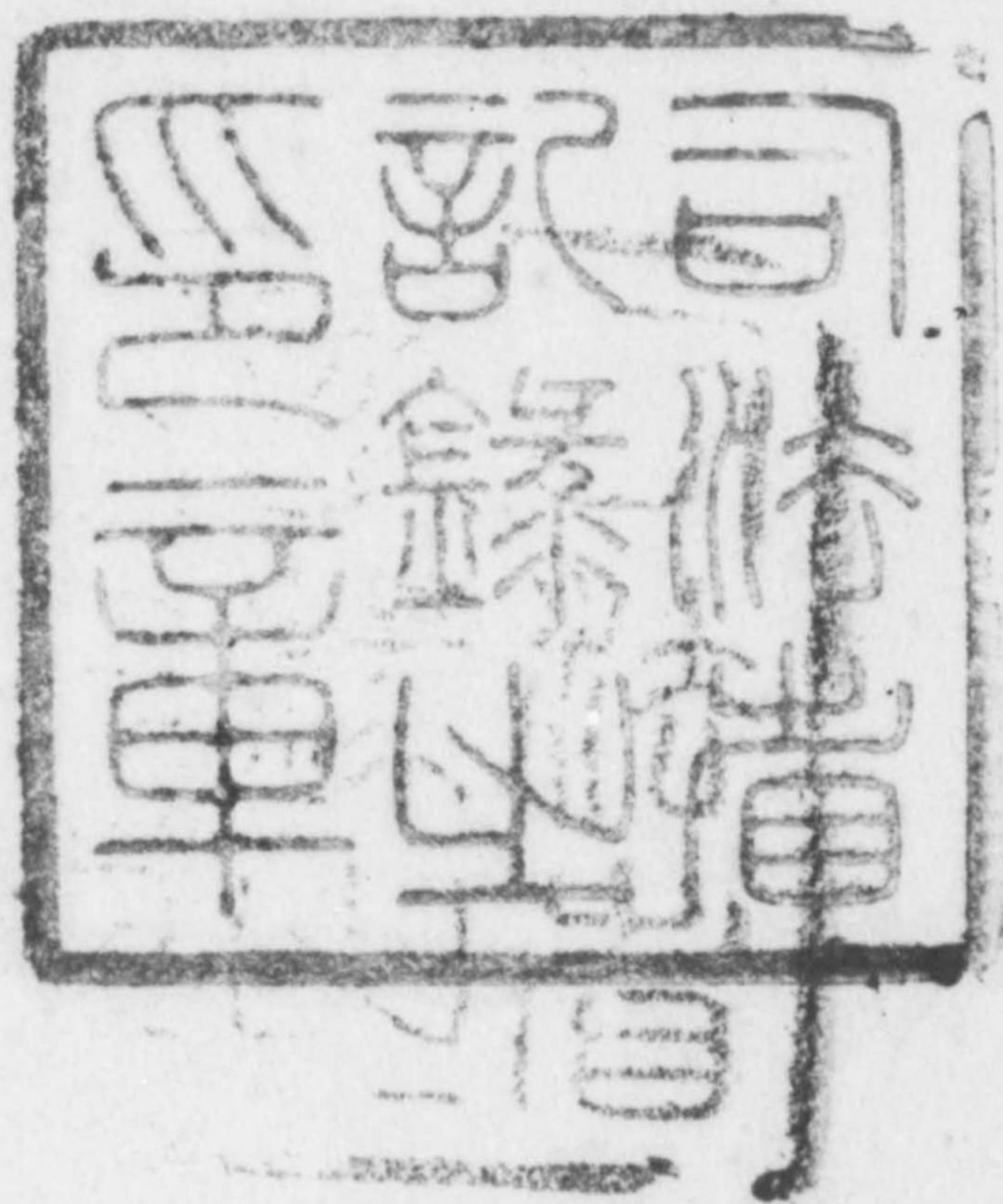
寫本
米國海上法
附錄規則
第八百八十九號
第十三號
完三冊內

第六號
第一架
第六

省司法
第三七號
寄贈圖書文庫

B853
SI-5
1e





8870
8622
(司. 庫)

B853
SI-5
1e

司法省記録文庫

保
第八百九十號
三冊ノ内

本國海上法

防録書式部

B853
SI-5
1e

○第百三十九

衝突ニ因リ被ムリタル損

害ニ就キ貨主ヨリ保釋船舶

ニ對スル訴状

新約克東部地方ニ設置シタル合衆国郡裁

判所判事「チャールズエール、ベ子サクト」貴下

ニ呈ス

「ジョーザポレス」及「チャールズポレス」

合名會社ノ社負タル「ジョーザポレス」及「

チャールズポレス」ヨリ以下記載シタル衝

突ノ当時所有者ニシテ即チ「コニ子クナコツ

ト州ノ法律ニ從ヒ創立シタル「ルウ井ツチ」

及「新約克運輸會社」ノ所屬船「チー、ラフ、ノ

ルウ井ツチ」号及「其機関釜船具及「什器」ニ

係ル更正訴訟ハ即チ左ノ如シ

第一条 以下記載シタル衝突ヲ起ス已前

ヨリ原告人ハロコモチーフ、ダライウ井

シダボウ井ル機各二箇附屬品共及

イシゲン、レル機各二箇附屬品共及

トハシドレル機各六箇附屬品共ノ

所有者ナリ

右諸機関ノ價額ハ總計八千弗ナリ

第二条 原告人ハ前上ノ諸機関及ヒ器械

ハ一千八百六十六年四月十七日新約克

府ニ運送ノ為メコニ子クテコット州ノ

ルウ井ツチニ於テ右汽船「シチー、ラフ、ノ

ルウ井ツチ」号ニ搭載セシメテ了知セリ

第三条 又原告人ハ一千八百六十六年四

月十七日ノ夜右汽船ハ前上ノ機関及ヒ

器械ヲ搭載シコニ子クテコット州ノ

ウ井ツチヨリ新約克港ニ向ケ解纜セシ

メテ了知セリ

該船ノ航海中即チ一千八百六十六年四

月十八日午前三時半乃至四時ノ間ニ

「トレス子ツク」北西九ソ七八里ヲ距

テタルロングアイランド海峡ニ於テ右

汽船ハ即チ「ウ井ツチ」ヨリ「エー、ライト」ノ指

揮スル「ゼ」子ラル、エス、ウアシリ井「ト」号

スル「ク」ウ子ル形船舶ト衝突セリ

右衝突ノ為メ該汽船ハ火ヲ發シ船体ノ

一部ヲ燒燼シタルヲ以テ該船ニ搭載シタル諸般ノ貨物ハ悉皆沈没セリ右衝突ノ當時風位ハ東北其速力ハ微弱ニシテ凡ソ三里乃至四里ナリ該「スタウ子ル」形船ハ「ウヘーウエ」ニ向テ右海峡ヲ下航スルモノニテ右汽船ハ前上ノ如ク新約克ニ向テ該海峡ヲ逆ルモノナリ

右汽船ハ十里乃至十二里ノ速力ヲ以テ馳行セリ

右汽船ハ凡ソ千二百噸ナリ又右「スタウ子ル」形ハ其航路ヲ右汽船ノ右舷ニ取リテ殆シト正北ニ向テ而シテ汽船ノ針路ハ

南西ニ向ヘリ

右「スタウ子ル」形船ハ右衝突ノ數時以前ヨリ舷燈ヲ掲ケ且ツ其光線ハ明煌タリシカ故ニ遠ク其燈光ヲ認メタルヲ以テ右汽船ノ士官及ヒ水夫ニ於テハ衝突ヲ避ル為メ尽力注意シテ運轉ヲ為セリ然レモ原告人ノ了知スル所ニ依レハ右汽船ノ士官及ヒ水夫ハ全ク不注意懈怠ヨリシテ右士官及ヒ水夫或ハ看守ノ任ヲ帯ヒタル者ニ於テ其衝突ヲ避クヘキ時ニ於テ右「スタウ子ル」形船ヲ認メス或ハ右「スタウ子ル」形船及ヒ其舷燈ヲ認メタル時ニ當リ該汽船ノ運轉ヲ止メス或

ハ其方向ヲ變更セサルノ大懈怠アルモ
ノナリ

第四条 原告人ハ右機関及ヒ器械等ノ損
失ニ因テ八千弗ノ損害ヲ被ハリタレ
右汽船船ノ所有主ハ之ヲ償却スヘキ
ヲ拒メリ

故ニ原告人ハ前日原告人ヨリ右汽船機関釜
等ニ對シ起シタル前訴状ヲ以テ請求シタル
ト同一ノ令状ヲ發シ及ヒ其他ノ判決ヲ與ヘ
ラレシトヲ希望スルモノナリ

シヨージェポリース
チヤールスプロリース
一千八百六十七年一月二十九日余ノ面

前ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ
合衆國委員

チヤールス、ダブリン、ニウトン

○第百四十 船主責任制限法ニ從ヒ提出
スヘキ前上訴状ノ答弁書

新約克東方地方ニ設置シタル合衆國郡裁
判所判事チヤールスエル、バ子ゲクト貴下
ニ呈ス

汽船「シチー、ラフ、ノルウ井ツ」号其機関釜船
具及ヒ什器ニ對シシヨージェ、プロリース及ヒチ
ヤールスプロリースノ提出シタル更正訴状ニ
應シ該汽船其他ノ關係者タル「ノルウ井ツ」
及ヒ新約克運輸會社ニ於テ答弁ヲ為ス「左

ノ如シ

才一条 右被告人ハ、コシ子クナコット州
 ノ法律ニ從ヒ創立シタル會社ニシテ即
 チ訴状中數々謂フ所ノ汽船「シ」ヲ、
 ノルウ井ツテ号ノ所有者ニシテ現今ニ
 至テモ亦該船ノ所有者ナルヲ自認セ
 リ
 然レモ原告人ノ訴状中ニ記載シタル機
 関及ヒ器械ノ所有者ナル丁或ハ右機關
 及ヒ器関及ヒ器械ノ價額八千弗ナル丁
 ハ被告人ノ未タ認知セサル所ナルカ故
 ニ被告人ニ在テハ之ヲ可認セサルナリ
 才二条 右才一条ニ記載シタル機關及ヒ

器械ハ現ニ該汽船ニ搭載シテ以下記載
 シタル火災ノ際滅尽シタル丁ハ被告人
 ノ固ヨリ認知スル所ト雖モ右機關及ヒ
 器械ハ特別ノ契約即チ其所有者主即チ債
 主ニ於テ該運搬中生シタル諸般ノ損害
 ヲ擔當スヘキ約ヲ以テ新約克ヘ運搬ス
 ル為メ之ヲ該船ニ積込ミタルモノナリ
 故ニ被告人ニ於テハ右契約ニ背ク所ノ
 訴状才二条ノ申立ヲ拒絶スルモノナリ
 才三条 右被告人ニ於テ右汽船ハ商物及
 ヒ其他ノ物件ヲ搭載シ一千八百六十六
 年四月十七日ヲ以テコシ子クナコット
 州ノルウ井ツテヲ出帆シ而シ翌十八日

午前三時半乃至四時、間正当、航海法ヲ遵奉シテスタムフォードノ西方ニ当ル恰モロシグアイランド海峡ヲ通行スルノ際右汽船ノ過失ニ因テスシテスクウ子ル形ビ子ラール、エス、ウアシ、リート号ト衝突シ之カ爲ノ右汽船ハ火ヲ発シ遂ニ該船体及ヒ貨物共以下特別明瞭ニ記載スル如ク焼失セシテ自認セリ又被告人ハ右衝突ノ際右スクウ子ル形船ノ航路ハ右汽船ノ右舷ニシテ殆ント正北ノ針路ヲ取リ風位ハ北東ニシテ其速力ハ三里乃至四里ノ間ニアリ而シテ右汽船ハ凡ソ千二百噸ノ貨物ヲ搭載シ其

針路ハ西南ニ向ヒ其速力ハ一時間十里乃至十一里ノ間ニアリシテハ固ヨリ自認スル所ナリト雖モ訴状亦三条ニ記載シタル此他ノ事件ハ否認スル所ナリ

第四条 右スクウ子ル形船ハ右衝突ノ以前ヨリ法律ニ定メタル如ク相当ノ舷燈ヲ點セスシテ進航シタルカ故ニ右汽船ニ於テハ其船体ニ近ツクマテ右スクウ子ル形船体ヲ認ムルヲ能ハカリシトハ被告人ノ了知スル所ナリ

又右汽船ニ在テハ固ヨリ相当ノ舷燈ヲ掲ケ且ツ老練ナル水先案内者ノ指揮ニ従ヒ案内者ニ於テモ正当ニ其職務ヲ尽

セリ然レモ舷燈ノ不亮ナルヨリ右ノ
クウ子ル形船ニ掲ケタル舷燈ヲ認メサ
リシ為ノ遂ニ右衝突ヲ避ルノ機會ヲ失
ハシメタル又右舷燈ヲ認ムルヤ直ニ
右汽船ノ運轉者ニ於テハ右衝突ヲ避ル
トカカメタルカ故ニ毫モ誤汽船ニ於テ
ハ過失ナキト亦被告人ノ詳知スル所ナ
リ
又誤スクウ子ル形船ニ乗組ミタル者ハ
數里ヲ距テタル所ニ於テ右汽船ヲ認メ
且ツ右汽船ハ追々スクウ子ル形船ノ航
路ニ近クコトヲモ固ヨリ兼知セシノミナ
ラス船ヲ上風ノ方ニ向ハシムルハ果

シテ安全ニ通過スルコトヲ得テ決シテ此
ノ如キ衝突ヲ来タストナカリシトモ
誤船ニ於テハ事茲ニ出テヌ却テ誤汽船
ノ方ニ向テ進航シタルカ故ニ果シテ汽
船ノ左舷ニシテ船首ヨリ船尾ノ方五十
尺ノ所ヲ破壊シ之カ為メ火ヲ發セシメ
遂ニ訴状中ニ記載シタル商品及ヒ其他
誤船ニ搭載シタル物件ヲ悉ク燒失セシ
ムルニ至レリ

才五条 右衝突ハ全ク汽船ヲ運轉セシ者
ノ過失又ハ懈怠ニ因ラサリシ所以ニ既
ニ被告人ノ明知スル所ナリト雖モ若シ
或ハ右衝突及ヒ火災ノ原因全ク被告人

ノ過失又ハ懈怠ニ出テタル所以ヲ弁論
書及ヒ証拠ヲ以テ証明シタルハ被告
人ハ更ニ右汽船ノ所有者タル余輩ハ決
シテ之ヲ為メ其責ニ任セサル旨ヲ誓言
スハシ何トナレハ右衝突及ヒ火災ハ全
ク被告人ノ存意及ヒ懈怠或ハ預期セザ
ル所タレハナリ
故ニ被告人ハ一千八百五十一年三月三
日頒布船主責任制限法ニ依リ其責ニ任
セサルヲ以テ右汽船ニ於テモ原告人ノ
請求ニ答弁シ或ハ原告人ノ求メタル損
害要償ノ責ニ任セサル旨ヲ主張スルモ
ノナリ

才六条 又当裁判所ヨリ發出セテタル
令狀ニ從ヒ本郡ノ「マルシヤル」ニ於テ前
上ノ汽船及ヒ其機関等ヲ差押へ（即チ本
地ニ送致シ来レルモ）而シテ現ニ右「マル
シヤル」ノ管守中被告人ハ当裁判所ニ對
シ右汽船及ヒ船具等ノ実價ヲ納付シテ
其保釈ヲ得ヘキノ許可ヲ求メタリ是レ
即チ右汽船ノ管守ヲ解キ且ツ前上ノ衝
突及ヒ火災ノ為メ生シタル請求ニ関シ
テ他日再ヒ右汽船ノ差押ヲ免レシカ為
メナリ
然ルニ一千八百六十七年一月二十六日
ニ至テ右許可ヲ得而シテ当裁判所ノ委員

一名へ委子テ該汽船及ヒ機関等ノ真價ヲ評價シテ之ヲ裁判所へ報告ヒシヨ而シテ其報告書ニ依テ右被告人ハ当裁判所ノ法則ニ從ヒ充分ノ証人ヲ具ヘ且ツ右報告金額ニ相当スル保釋証書ヲ差出スヘキト及ヒ此証書ハ全ク原告人(該汽船ノ責任ニ歸セシキハ)ノ便益及ヒ其他衝突火災ノ為メ該汽船ニ對シ差押権アリト訴出テタル各人ノ便益ニ供スヘキト及ヒ右証書ヲ差出シタル上ハ該汽船機関釜船具及ヒ什器ハ各人ニ對シ損害ヲ償フノ責ニ任セサルコトヲ命令シ而シテ原告人及ヒ右衝突火災ノ為メ汽船機関釜

船具及ヒ什器ニ對シ差押権アリト訴出タル各人ニ於テハ右命令ヲ遵守スヘキ旨ヲ言渡サレタリ此ノ如キ命令ニ從ヒ之ヲ委負ニ委子タルカ故ニ該委員ニ在テハ評價ノ上即チ右汽船及ヒ機関等ハ七十弗ノ價額ヲ有スル旨ヲ当裁判所ニ報告セラレ其報告各ハ正當ニ確認セラレタルカ故ニ被告人ハ前上ノ命令ニ依リ当裁判所ノ法則ニ從ヒ充分ノ証人ヲ具ヘ且ツ前上ノ金額ニ相当スル証書ヲ差出シ即チ当裁判所ノ書記ニ於テ之ヲ受理セラレタルヲ以テ右汽船ハマルシヤルノ管守ヲ免カ

レタリ右保証書命令書及ヒ此手續、如
キハ当裁判所書記局ニ於テ現ニ保存セ
ラレタル記録ニ就テ猶ホ充分明知スル
コトヲ得ヘシ

又右衝突及ヒ火災ノ際右汽船ニ積込ミ
タル貨物ハ頗ル巨多ニシテ固ヨリ数名
ノ人ニ属スヘキモノナレモ其氏名ハ未
タ被告人ノ認知セサル所ナリ而シテ訴状
中該船内ニ積込ミタル申立タル物品
ノ如キモ右衝突及ヒ火災ノ為メ全ク焼
尽シ其代價ハ右汽船及ヒ機関等ノ價額
及ヒ右衝突ノ際收入シタル運賃ノ額ヨ
リ遙カニ巨額ニ上ルコトハ被告人ノ現ニ

認ムル所ナリ

又右貨物積込人及ヒ貨物ノ所有主ハ皆
ナ此訴訟上等ノ原告人タル資格ヲ有ス
ルモノナルカ故ニ若シ今本訴状ニ記載
シタル原告人ニ於テ其請求ヲ遂ル為メ
右汽船及ヒ機関ニ對シ差押権或ハ先取
権アル所以ヲ証明スル中ハ他ノ者ニ在
テモ亦之レト等ク右汽船ニ對シ差押権
或ハ先取権アルハキカ故ニ前上ノ証書
ハ現在ノ原告人ノ便益ニ供スルト等ク
他ノ者ノ便益ニモ亦供セサルヘカラス
故ニ被告人ハ右積込人及ヒ所有主ヲシ
テ悉ク此訴訟ノ關係者タラシメ或ハ此

訴状ハ即チ原告人及ヒ其他ノ関係者ノ
用ニ供スルモノトシテ此訴訟ヲ一途ニ
帰セシメヨ而シテ当裁判所ノ判決ヲ以テ被
告人及ヒ其他ノ関係者ノ権利ヲ保護セ
ラレニトテ希望スルモノナリ

才七条 又既ニ前ニ云ハル如ク右汽船及
ヒ機関等ノ全價及ヒ衝突火災ノ際現ニ
収入スルキ運賃ノ金額ヲ以テ該船ニ積
込シタル貨物積込人及ヒ所有主各自ノ請
求ヲ償フニ足ラサルカ故ニ若シ果シテ
原告人及ヒ其他ノ者ニ於テ其請求ヲ遂
クヘキ権利アリト決セハ議院決議及ヒ
前上記載シタル命令状ニ從ヒ右汽船及

ヒ運賃ノ價額ヲ以テ各自ノ請求ヲ尽シ
更ニ他ニ求ムルコトヲ得サレシメ被告
人ニ於テモ此ノ如キ金額ノ外更ニ出金ス
可キノ責ニ任セサルコトヲ希望スルモノ
ナリ

以上記列シタル事件ハ總テ正実ナルカ故
ニ若シ原告人ニ於テ之ヲ拒絕スルハ被
告人ハ更ニ証人及ヒ其他ノ証人ニ依テ之
ヲ認定セラレシムルコトヲ希望スルモノナリ
故ニ被告人ハ請フ当裁判所ニ於テ此訴状
ニ及對ノ言渡ヲ為シテ之ヲ棄却シ而シ被
告人ニ對シ此費用ヲ償ハシメラレシムルコトヲ

ハルウ井ツテ及ヒ新約克運輸會社代

該社代理人 ジュリエス、ウエツブ

右被告代言人

デーダアリウ、シー、レバリツヂ

同代書人

イー、エツチ、ラーウエン

○第百四十一 會社ノ役負不在ナルヲ以

テ其會社支配人ノ証明書

新約克南部地方ニ設置シタル合流国郡裁

判所判事^カミユールアル、バツツ^ク責下ニ呈

ス

ジュリエス、ウエツブ^クハ宣誓ノ上左ノ件々ヲ

陳述ス

余ハ被告人^{アル}ルウ井ツチ^ク及ヒ新約克運

輸會社ノ代理人タリ又該會社ハ外国人

ノ結社ニ係リコニ子クナコツト州ノ法

律ニ依テ創立シタルモノニテ其本店ハ

現ニ該州中ノルウ井ツチ^ク府ニ設置シ而

ノ該會社ノ役負ハ本州即チ新約克東部

地方ニ不在中ナリ

又余ハ前上ノ答弁書ノ朗読ヲ聞キタル

ヲ以テ其趣意ハ悉ク了羨スル所ニシテ

苟モ該書面ニ記載セシ事件ハ總テ正実

ナリトス

ジュリエス、ウエツブ

一千八百五十七年四月九日余ノ面前

ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョージ、エー、ラス、ボルレ

○第四百十二 差押状發行ノ命令

裁判所ノ規則ニ從ヒ訴状其他ノ書類ヲ差

出シタルヲ以テ被告人何ノ誰ニ付シ差押

状ヲ發セシメ若シ被告人ニ於テ何弗ヲ差

出スニ於テハ保釈ヲ得セシムルモノナリ

月日

何裁判所

判事

何ノ誰

○第四百十三

保釈許可状ノ裏書式

マルシヤルハ何弗ヲ以テ保釋ヲ許スハキ

モノナリ

何裁判所

月日

書記

何ノ誰

○第四百十四

物權ニ係ル訴訟費用ニ関

スル原告保証書式(前出茲ニ

之ヲ畧ス)

○第四百十五

人権ニ係ル訴訟費用ニ関

スル原告保証書式

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁

判所ニ於テ

裁判所ノ規則ニ從ヒ登記シタル保証書

ノ事

一千八百四十六年一月十日イバ子ーゼル、エ

タ、ヒンクレーヨリガビット、エル、ロビンソン

ニ係リ訴状ニ記載シタル事由ヲ以テ海上民

事ノ契約ニ関スル訴訟ヲ起シ而シ右被告人
ニ對シ召喚狀ヲ発行ヲ求メタルカ故ニ保証
人新約克府居住商人ゼームスジャックソン
及ヒ右原告人及ヒ其他ノ關係者ニ於テ若シ
懈怠若クハ曲者タルノ判決ヲ受ケタル中ハ
一百弗ニ相当スル財産及ヒ土地ニ對シ執行
狀ヲ発行スヘキトヲ承認セリ
故ニ下名ソ者ハ他日当裁判所若クハ上訴裁
判所ニ於テ原告人ニ對シ費用ヲ言渡シタル
中ハ右一百弗ノ金額ヲ以テ之ヲ弁償スヘキ
トヲ茲ニ關係者ノ便益ノ為メ約諾スルモノ
ナリ

イ、エシ、ヒンクレー

ゼームス、ジャックソン
一千八百六十四年一月十日余ノ面前ニ
於テ之ヲ約諾スルモノナリ

合衆國委員

ジョージ、ダブリウモルトン

前上ノ關係者タルゼームス、ジャックソ
ンハ茲ニ宣誓ノ上左件ヲ陳述ス
余ハ正当ノ負債及ヒ責任ノ外尚ホ二百
弗ノ金額ヲ擔當スヘキ義務アルモノナ
リ

ゼームス、ジャックソン

一千八百四十六年一月十日余ノ面前ニ
於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

合衆国委員

ジョーダグアウ、モルトン

○令状ノ部

○才百四十六 人権ノ訴訟ニ関スル差押
状

亜米利加合衆国大統領

新約克南部地方マルシャルヘ命ス

我カ紀元一千八百何年何月何日新約克南
部地方ニ設置シタル亜米利加合衆国郡裁
判所ニ於テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ海上
民事ノ訴訟ヲ起シ運賃二百五十二弗ノ金額
ヲ弁償スヘキ求メヲ為シ且ツ右被告人ニ
對シ差押状ヲ発行セントヲ請ヘリ

故ニ今余輩ハ汝マルシャルニ對シ左件ヲ
委任命令スルモノナリ

汝ハ汝ノ管轄地内ニ於テ右被告人ヲ発見
シタル中ハ之ヲ差押ヘ安全ニ之ヲ管守シ
而シテ何年何月何日新約克府廳内ニ設置シ
タル郡裁判所ニ引致シ該裁判所ニ於テ本
訴ノ答弁ト其便益ト為ルヘキ申立ヲ為サ
シムヘシ
汝ハ復命書ト俱ニ此令状ヲ該裁判所ヘ還
付スヘシ

紀元一千八百何年即チ我カ獨立何年何
月何日該裁判所ノ判事ガミニエールアル
ベツツ茲ニ之ヲ証ス

書記 何、誰
代書人 何、誰

○第百四十七 保釈、附記式

マルシヤルハ何百何十弗ヲ以テ被告人
ヲ保釈スヘシ

一十八百何年何月何日 書記 何、誰

○第百四十八 マルシヤルノ代理委任状

余ハ茲ヨ令状執行ノ為ノ何ノ誰ヲ代理セ
シムルモノナリ

一十八百何年何月何日 合流國「マルシヤル」

何、誰

○第百四十九 マルシヤル復命書式

被告人ハ取押ヘタリ

何、誰

○第百五十 財産及ヒ權利ノ取押及ヒ監

財人ノ召喚ヲ兼テタル同上令
状ノ書式

亜米利加合流國大統領新約克南部地
方「マルシヤル」ニ命ス

茲ニ一千八百四十八年五月十九日新約克
南部地方ニ設置シタル亜米利加合流國郡

裁判所ニ於テ原告「トーマス、ダウエルド」ヨリ
船舶「モウント、ウエル」ノ号ノ船長「ジョシ、ギ

ツボニス」ニ係リ政打ニ関スル海上民事ノ
訴訟ヲ起シ右原告人ニ対シ五百弗ノ損害

マルシヤル

ヲ弁償スヘキ求メヲ為シ且ツ右被告人ニ
對シ差押狀ヲ発行シ而シテ當裁判所ノ規則
ニ從ヒ右被告人ヲ保釈ニ附スヘキヲ請
ヘリ
故ニ今余輩ハ汝マシヤルニ對シ左件ヲ
委任命令スルモノナリ
汝ハ其管轄地内ニ於テ右被告人ヲ発見シ
タル中ハ之ヲ差押ヘ安全ニ之ヲ管守シ而
シ本年五月二十三日ヲ以テ新約克府廳内
ニ設置シタル右郡裁判所ニ引致シ本訴ノ
答弁ト其便益トナルヘキ申立ヲ為サシム
ハシ
若シ又汝ノ管轄地内ニ於テ右被告人ヲ發

請
法
省

見セサル中ハ汝ハ本訴ノ金額ニ相当スル
被告人ノ財産ヲ差押フヘシ若シ其財産ヲ
モ亦発見セサル中ハ監財人ジヨシ、エルウ
エル商社及ヒジシトジヨシ、ギービンス
ノ午ニアル右被告人ノ權利ヲ差押ヘ且ツ
本年五月二十三日ヲ以テ右裁判所ヘ右監
財人ヲ召喚シテ其要求セントスル所ヲ申
立テシムヘシ

汝ハ復命書ト俱ニ此令狀ヲ還付スヘシ
紀元一千八百四十八年即チ獨立才七十
二年五月十九日該裁判所判事「サミエー
ル、アル、ベツツ」茲ニ之ヲ証スルモノナリ

書記

司
法
省

ゼー、ダグリウ、ノットカルフ

代 言 人

エーナス

○ 才百五十一 マルシヤル復命書式

当管轄地内ニ於テ被告人ヲ発見セサルヲ
以テ余ハ左ニ記列シタル被告人ノ財産ヲ
差押ヘタリ

品 名

負 数

又監財人ジヨニ、エルウエル商社及ヒ
トジヨীগギーボニスノ手ニアル右被告
人ノ権利ヲ差押ヘ而シテ命令ニ従ヒ右監財
人ヲ召喚セリ

マルシヤル

ヘヌリ、エフトトルマツチ

○ 第百五十二 復命書ヲ添ヘタル人権ノ

訴訟ニ関スル召喚状ノ書式

合衆國大統領新約克南部地方マルシヤ
ルニ命ス

紀元一千八百何年何月何日新約克南部地
方ニ設置シタル合衆國郡裁判所ニ於テ何
ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ給料ニ関スル海上
民事ノ訴訟ヲ起シ原告人ニ於テハ右給料
トシテ七十五弗ノ金額ヲ弁償スヘキノ求
メヲ為シ且ツ当裁判所ノ規則ニ従ヒ右被
告人ニ對シ召喚状ヲ発行スヘキトテ請ヘリ
故ニ今余輩ハ汝ナルシヤルニ對シ左件ノ委

任命令スルモノナリ
汝ハ其管轄地内ニ於テ右被告人ヲ発見シ
タル中ハ何年何月何日新約克府廳内ニ設
置シタル郡裁判所へ出頭セシメ而シテ本訴
ノ答弁ト其便益ト為ルヘキ申立ヲ為サシ
ムヘシ
汝ハ復命書ト俱ニ此令状ヲ該裁判所へ還
付スヘシ

紀元一千八百何年何月何日即チ我々獨
立何年何月何日該裁判所判事サミエー
ル、アル、バツツ茲ニ之ヲ証スルモノナリ

書記

ゼーガブリアウモルトン

代言人 何、誰

○才百五十三 同上マルシヤルノ復命書式
此令状ハ親ク送達ヲ遂ケタリ

マルシヤル

月日 何ノ誰

○才百五十四 船長若クハ船主ノ召喚及
逮捕ヲ兼子タル船舶差押

状

新約克南部地方ニ設置シタル合流國郡裁
判所ニ於テ

亞米利加合流國大統領新約克南部地方
マルシヤルニ命ス

紀元一千八百四十何年何月何日新約克南

部地方合凡國郡裁判所ニ於テ何ノ誰ヨリ
ロ一バト号スル船舶船具(其他ノ物件ア
ルキハ其名ヲ記スヘシ)等ニ係リ訴状ニ記
載シタル事由アルヲ以テ訴訟ヲ起シ而ソ
当裁判所普通ノ令状及ヒ召喚状ヲ發出シ
テ右船舶船具等ニ関係アル各人ヲ召喚シ
訴状ノ事由ヲ答弁セシメ然ル後右訴状ニ
記載シタル事由ニ依リ原告人ノ被ムリタ
ル損害弁償ノ為メ右船舶船具等ヲ公賣セ
シムヘキ處分ヲ施スヘキヲ請求セリ
故ニ今汝ニ對シ左件即チ該船舶船具等ヲ
差押ヘ他日裁判所ノ命令アルマテ之ヲ安
全ニ保管シ而メ右物件ニ関係アル各人或

ハ本訴ノ請求ニ從ヒ之ヲ公賣スヘカラサ
ルノ理由ヲ明知シ或ハ之ヲ申立テント欲
スル各人ニ對シ何年何月何日ヲ以テ新約
克南部地方ノ為メ開設セラルヘキ該裁判
所ヘ若シ同日開廷日ナレハ同日若シ又開
廷日ナラサルキハ其翌日出頭ノ上右船舶
其他ノ物件ニ對シ請求ヲ起シ且ツ其便益
ト為ルヘキ申立ヲ為スヘキノ通知ヲ與フ
ヘキヲ命スルモノナリ
又余輩ハ此他尚ホ左ノ件々ヲモ汝マルシ
タルニ委任スルモノナリ
汝ハ其管轄地内ニ於テ右船長或ハ船主ヲ
発見シタルキハ直チニ差押ヘ何年何月何

日新約克府廳内ニ於テ開設スヘキ右郡裁
判所ヘ引致シ而シテ本訴ノ答弁ヲ為サシメ
且ツ其便益ト為ルヘキ申立ヲ為サシムヘ
シ
汝ハ復命書ト俱ニ此令状ヲ讀裁判所ヘ還付
スヘシ

紀元一千八百何年即チ我カ独立何年何
月何日談裁判所ノ判事ガミユールアル
ベツツ茲ニ之ヲ証スルモノナリ

書記

ゼー、ダアリウモルトン

代理人 何、誰

附言 若シ此令状物權ノ訴訟ニ係ル中ハ

拈強ノ箇条ヲ刪除スルノミニテ他ハ總
テ本文ニ異ナル所ナシ
○才百五十五 同上「マルシヤル」ノ復命書式
以上命令ノ如ク余ハ何年何月何日右令状
ニ記載シタル物件ヲ差押ヘ而シテ本年何月
何日若シ閑廷日ナル中ハ同日若シ又否ラ
サル中ハ其翌日ヲ以テ當裁判所ニ於テ本
訴ノ審問ヲ開クヘキ旨右關係者各人ニ對シ
通知セシト申ニ孰レモ右船舶其他ニ對シ
請求ヲ起サス(又余ハ令状ニ指命シタル被
告人ヲ取押ヘタリ)

合衆國「マルシヤル」

何ノ註

附言 若シ此令状物権ノ訴訟ニ係ルハ
拈弧ノ箇条ヲ删除スルノミニテ他ハ總
テ本文ニ異ナル所ナシ

○才百五十六 船舶、船主及ヒ船主ノ遺囑

執行人ニ對スル差押状書式

新約克南部地方ニ設置シタル合流国郡裁
判所ニ於テ

亜米利伽合流国大統領新約克南部地方
マルシヤルハ余ス

紀元一千八百四十一年十一月二十三日新
約克南部地方合流国郡裁判所ニ於テロベ
ルト、ゴールドニヨリロラト号スル船舶船
具什器及ヒ船長ニシテ船主タルエドモン

ド、ハムモンド及ヒ船主故アブラハム、タン
子ル遺囑執行人トーマス、イー、ライデニ係
リ訴状ニ記載シタル事由ニ依リ訴訟ヲ起
シ而シテ當裁判所普通ノ令状ヲ發シテ右「ロ
」号及ヒ船具等ニ關係ヲ有スル各人ヲ
召喚シテ本訴ノ答弁ヲ為サシメ且ツ右訴
状ニ記載シタル事由ニ依リ原告人ノ被リ
タル損害弁償ノ為メ右船舶船具其他ノ物
件ヲ公賣セシムヘキ處分ヲ施スヘキノ求
メヲ為シタリ

故ニ今汝ニ對シ左件即チ右船舶「ロ」号
及ヒ船具等ヲ差押ヘ他日裁判所ノ命令ヲ
ルマテ之ヲ安全ニ保管シ且ツ来ル十一月

十四日若シ開廷日ナルハ同日午前十一時又否ラサルハ翌日ヲ以テ新約克南部地方ノ為メニ設置シタル当裁判所へ出頭ノ上右船舶其他ノ物件ニ對シ請求ヲ起シ且ツ其便益トナルヘキ申立ヲ為スヘキ旨右関係者若クハ本訴ノ請求ニ從ヒ右船舶其他ノ物件ヲ公賣ニ附スヘカラサルノ事由ヲ明知シ或ハ之ヲ申立チント欲スル各人ニ通知スヘキ旨ヲ命スルモノナリ此他尚ホ汝ニ對シ左ノ件々ヲ委任命令スルモノナリ汝ハ右「エドモンド、ハムモンド」及ヒ右船舶ノ所有主故「アブラハムダン子ル」ノ遺囑執

行人「トーマス、イー、ライデ」ヲ汝ノ管轄地内ニ於テ発見シタルハ前上記載シタル期日ヲ以テ諒裁判所へ出頭セシメ而シテ本訴ノ答弁ヲ為シ且ツ諒裁判所ニ於テ下スヘキ判決及ヒ命令ヲ遵奉セシムヘシ又船長ニシテ船主タル右「エドモンド、ハムモンド」及ヒ船主故「アブラハム、タン子ル」ノ遺囑執行人「トーマス、イー、ライデ」及ヒ其他右「ロ」号其他ニ関係ヲ有スル各人ヲシテ未ル十二月十四日ヲ以テ諒裁判所へ出頭ノ上右船舶其他ノ物件ニ對シ請求ヲ起シ且ツ其便益トナルヘキ申立ヲ為サシムヘシ

又汝ノ處分シタル手續ハ總テ此令狀ト俱ニ
詠裁判所へ復命スヘシ

紀元一千八百四十一年即チ我々合流國
独立チ六十六年十一月二十三日詠裁判
所判事「^カミユール、アル、ベツツ」茲ニ之ヲ
証スルモノナリ

書記

チヤールス、デー、ベツツ

代書人 何ノ誰

○才百五十七 占有若クハ償還ニ係ル訴
訟ニ関スル差押状ノ書式
新約克南部地方ニ設置シタル郡裁判所ニ
於テ

亞米利加合流國大統領新約克南部地方
「^カマルシヤル」ヘ命ス

紀元一千八百四十七年八月十八日新約克
南部地方合流國郡裁判所ニ於テ原告「^カアル
フレッド、ピーボデー」ヨリ「^カスタウチル」形ヲ
「^カシンダース」ノ「^カウ」号及ヒ其船具等及ヒ「^カスタ
ツブス、ローゲルス」ニ係リ訴状ニ記載シタ
ル事由ヲ以テ海上民事ノ物權人權混同ノ
訴訟ヲ起シ而シテ當裁判所普通ノ令狀ヲ發
シテ右「^カスタウチル」形船船具等ニ關係ヲ
有スル各人ヲ召喚シテ本訴ノ答弁ヲ為サ
シメ然ル後訴状ニ記載シタル事由ニ依リ
右船船具等ヲ原告人ニ引渡サシメ

ヲ請求セリ
故ニ今汝ニ對シ左件即チ右「ストックウ子ル」形
船舶船具等ヲ差押ヘ他日裁判所ノ命令ア
ルマテ之ヲ安全ニ保管且ツ右關係者或ハ本
訴ニ請求ニ從ヒ前上ノ物件ヲ原告人ニ引
渡スヘカラサルノ理由ヲ明知シ或ハ之ヲ
申立ニト欲スル各人ニ對シ來ル九月才一
ノ火曜日開廷日ナル日ハ同日午前十一時
若シ又否ラサル日ハ翌日ヲ以テ新約克南
部地方ノ為メ開設スヘキ該裁判所ヘ出頭
ノ上右物件ニ對シ請求ヲ起シ且ツ其便益
ト為ルヘキ事由ヲ申立ツヘキ旨ヲ通知ス
ヘキ「ト」ヲ命スルモノナリ

又右原告人ニ於テ右「ストック」及ヒ「ロー
ケル」ヲモ右裁判所ヘ召喚スヘキノ求メヲ
為シタルヲ以テ前上ノ外尚ホ左ノ件々ヲ
汝「マルシヤル」ニ對シ委任命令スルモノナ
リ
汝ノ管轄地内ニ於テ右「ストック」及ヒ「ロー
ケル」ヲ発見シタル日ハ來ル九月七日新
約克府廳内ニ於テ開設スヘキ該郡裁判所
ヘ出頭ノ上本訴ノ答弁ヲ為サシメ且ツ其
便益ト為ルヘキ申立ヲ為サシムヘシ
又復命書ト俱ニ此令狀ヲ該裁判所ヘ還付
スヘシ

紀元一千八百四十七年即チ我カ獨立才

六十六年八月十九日 談裁判所、判事「
ミユール、アル、ベツツ」茲ニ之ヲ証スルモ
ノナリ

書記

ゼー、ダアリウ、ソットカルフ

代言人

マルタレ、ストロンク

エーエフ、スミス

○才百五十八 同上「マルシヤル」復命書式
以上命令ノ如ク余ハ何年何月何日右令状
ニ記載シタル物件ヲ差押ヘ且ツ右物件ニ
對シ關係ヲ有スル各人ニ對シ當裁判所ハ
本年何月何日開廷日若シ又否ラサルキハ

翌日ヲ以テ本訴ノ審問ヲ開クヘキ旨ヲ通
知シタリ然レモ右物件ニ對シ請求ヲ起サ
ス且ツ余ハ令状ニ指名シタル被告人「ロ
ゲルス」ヲ召喚シタリト雖モ被告人「スタ
ブス」ハ遂管轄地内ニ於テ尠見セス
一千八百何年何月何日 合衆國「マルシヤル」

何、誰

○才百五十九 船負給料ニ就キ船舶貨物
及ヒ船長ニ對スル差押状ノ

書式

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁
判所ニ於テ

亞米利加合衆國大統領新約克南部地方

マルシヤルニ命ス

一千八百四十七年何月何日新約克南部地方合流國郡裁判所ニ於テ「ジョージ、ダック、井」アルフレッド、サントフオード「アレキサンドル、ウヰルツ」ベンジャミン、ホフマン「ロマルト、フラス」及ヒ「チャールズ、ソックル、チー」ノ数人ヨリ「バルク」形船舶「チャイルド、ヘーロルド」号及ヒ該船内ニ積込ミタル貨物ノ運賃及ヒ右船舶ノ船長「クロズビ」ニ係リ訴状ニ記載シタル事由ヲ以テ物推人推混同ノ訴訟ヲ起シ而シテ該裁判所普通ノ令状ヲ發シテ右船長及ヒ右船舶船具等ニ關係ヲ有スル各人ヲ召喚シ本訴ノ答

弁ヲ為サシメ且ツ訴状ニ記載シタル事由ニ依リ右船舶船具及ヒ運賃等ヲ以テ原告人ノ被ムリタル損害ヲ弁償セシムヘキノ處分ヲ施スヘキ請求ヲ為セリ
故ニ今汝ニ對シ左件即チ右船舶船具等ヲ差押ヘ他日裁判所ノ命令アルマテ之ヲ安全ニ保管シ且ツ右運賃ヲモ差押ヘ而シテ右船舶船具及ヒ運賃ニ關係ヲ有スル各人或ハ本訴ノ請求ニ從フヘカラサルノ理由ヲ明知シ或ハ之ヲ申立テント欲スル各人ニ對シ何月何日開廷日ナレハ午前十一時若シ又否ラサルハ翌日ヲ以テ新約克南部地方ノ為メニ設置スヘキ該裁判所ニ出頭

シテ右船舶其他ニ付シ請求ヲ起シ且ツ其
便益ト為ルヘキ申立ヲ為スヘキ旨ヲ通知
スヘキヲ命スルモノナリ
又前上ノ外猶ホ汝「マルシヤル」ニ付シ左ノ
件々ヲ委任命令スルモノナリ
汝ハ其管轄地内ニ於テ右船長「クロスビー」
ヲ発見シタル日ハ何月何日新約克府廳内
ニ於テ開設スヘキ郡裁判所ニ出頭セシメ
而シテ本訴ノ答弁ト其便益ト為ルヘキ申立
ヲ為サシムヘシ
又汝ハ復命書ト俱ニ此令状ヲ当裁判所へ
還付スヘシ
紀元一千八百何年即チ我カ獨立何年何

月何日当裁判所判事「ミユール、ブル、ベ
ツ」茲ニ之ヲ証スルモノナリ

書記 何、誰
代言人 何、誰

○亦百六十 命令或ハ判決ニ服従セシム
ヘキ令状ノ書式

「マルシヤル」ニ命ス
亞米利加合衆國大統領新約克南部地方

茲ニ新約克南部地方合衆國郡裁判所ニ於
テ原告人何、誰ヨリ何、誰(又ハ船舶其他
ノ物体)ニ係ル海上民事ノ訴訟ヲ受理シ而
シテ一千八百五十年何月何日ヲ以テ下シタ
ル判決ヲ以テ云々ノ件(此処ニ判決ノ件ヲ

明記スヘシヲ命令セリ然ルニ右何ノ誰ハ
右判決上ノ命令ヲ遵奉スヘキトテ急リ且
ツ拒ミタリ故ニ該裁判所ニ於テハ右判決
ヲ遵奉セシムヘキ為メ右何ノ誰ニ付シ差
押状ヲ發スヘキトテ判決セリ
依テ汝ニ對シ左件即チ右何ノ誰ヲ差押ヘ
而メ右裁決ヲ遵奉スルマテ之ヲ安全ニ管
守シ且ツ（此處ニ特別ニ要シタル處分ノ決
才ヲ明記スヘシ）汝ノ施行シタル手續ヲ此
令状ト俱ニ復命スヘキ旨ヲ茲ニ命スルモ
ノナリ

紀元一千八百何年即チ我カ獨立何年何
月何日当裁判所ノ判事ガミユリル、アル、

ハツツ茲ニ之ヲ証スルモノナリ

書記

何ノ誰

代書人

何ノ誰

○第百六十一 同上「マルシヤル」ノ復命書式
余ハ右令状ニ指名シタル何ノ誰ヲ差押ヘ而
メ現ニ之ヲ管守セリ

マルシヤル

ヘ又リー、エス、トールマツチ

○保証書ノ部

○才百六十二 裁判費用ニ関スル原告保

証書式

新約克南部地方ニ設置シタル合流國郡裁判所ニ於テ

当裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ登記シタル保証書ノ事

紀元一千八百何年何月何日当裁判所ニ於テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シタル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シ而シテ之ヲ受理シタルヲ以テ右何ノ誰及ヒ証人何ノ誰ハ若シ他日原告人又ハ証人ニ於テ懈怠若クハ曲者タル判決ヲ受ケタルハ其財産及ヒ土地ニ對シ一百弗(若クハ二百五十弗)ノ金額ニ相当スル執行状ヲ發スヘキヲ茲ニ約諾スルモノナリ

故ニ今關係者便益ノ為メ下名ノ者ハ右一百弗(若クハ二百五十弗)ヲ以テ他日當裁判所又ハ上訴シタルハ上訴裁判所ノ判決ヲ以テ原告人ニ對シ言渡サルヘキ諸般ノ費用ヲ弁償スヘキノ保証及ヒ約諾ヲ為スモノナリ

右

何ノ誰

証人 何ノ誰

一千八百四十何年何月何日余ノ面前ニ於テ之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合流國委員

ジョシ、エー、ラスボルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ
以上保証者何、誰ハ宣誓ノ上右ノ件ヲ陳
述ス

余ハ負債及ヒ責任ノ外二百弗又ハ五百弗
ノ金額ヲ擔當スヘキ義務アリ
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

ジヨンエーラスボルン

○才百六十三 裁判費用ニ関スル被告人

保証書式

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ
当裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ従ヒ登記シ

タル保証書ノ事

紀元一千八百何年何月何日当裁判所ニ於
テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シ
タル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シ而シテ右被告人
何ノ誰ハ出廷シタルヲ以テ右被告人及ヒ
証人何ノ誰ハ若シ他日被告人又ハ証人ニ
於テ懈怠若クハ曲者タルノ判決ヲ受ケタ
ル中ハ其財産及ヒ土地ニ對シ何千何百弗
ノ金額ニ相当スル執行状ヲ發スヘキコトヲ
茲ニ約諾スルモノナリ
故ニ今右關係者ノ便益ノ為メ下名ノ者ハ
右何千何百弗ヲ以テ他日当裁判所最終ノ
判決若クハ豫審ノ判決ヲ以テ右原告人ニ

對シ言渡サルヘキ諸般ノ費用ヲ弁償スヘ
キノ保証及ヒ約諾ヲ為スモノナリ

右

何、誰

証人 何、誰

一十八百何年何月何日余ノ面前ニ於

テ之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合流國委負

ジヨシエーラスボルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

以上保証者何、誰ハ宣誓ノ上左ノ件ヲ

陳述ス

余ハ負債及ヒ責任ノ外何百弗ノ金額ヲ

負擔スヘキ義務アリ

一十八百何年何月何日余ノ面前ニ於

テ之ヲ誓言スルモノナリ

合流國委負

ジヨシエー、ラフ、ボルン

○第百六十四 裁判費用ニ関スル請求者

保証書式

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

当裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ登記シ

タル保証書ノ事

紀元一十八百何年何月何日当裁判所ニ於

テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シ

タル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シタルニ依リ何

ノ誰ニ於テ請求書ヲ差出シタルカ故ニ右
何ノ誰及ヒ証人何ノ誰ハ若シ他日右請求
者又ハ証人ニ於テ懈怠若クハ曲者タルノ
言渡ヲ受ケタル片ハ其財産及ヒ土地ニ對
シ二百五十弗ニ相当スル執行状ヲ發スヘ
キトヨ約諾スルモノナリ
故ニ今茲ニ下名ノ者ハ右二百五十弗ヲ以
テ若シ他日当裁判所又ハ上訴シタル片ハ
上訴裁判所ニ於テ下シタル判決ヲ以テ右
請求者ニ對シ言渡サルヘキ諸般ノ費用ヲ
弁償スヘキノ保証及ヒ約諾ヲ為スモノナ
リ

右

原告人 何ノ誰
請求者 何ノ誰
証人 何ノ誰
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於
テ之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合衆國委員

ジョシ、エー、ラスホルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ
以上保証者タル何ノ誰ハ宣誓ノ上左ノ件
ヲ陳述ス
余ハ負債及ヒ責任ノ外五百弗ノ金額ヲ擔
当スヘキ義務アリ

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於

テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

ジヨン、エー、ヲスホルン

○第百六十五 裁判費用及ヒ損害賠償ニ係ル關係者保証書式

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

当裁判所、規則及ヒ慣例ニ從ヒ登記シ

タル保証書ノ事

紀元一千八百何年何月何日当裁判所ニ於テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シタル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シ而シテ何ノ誰ハ此訴訟ノ利害ニ關係アルニ依リ之ニ干與シタルヲ以テ右何ノ誰及ヒ証人何ノ誰ハ

若シ他日右何ノ誰又ハ証人何ノ誰ニ於テ懈怠若クハ曲者タルノ言渡ヲ受ケタルハ其財産及ヒ土地ニ對シ二百五十弗ノ金額ニ相当スル執行状ヲ發スヘキヲ茲ニ約諾スルモノナリ

故ニ今關係者ノ便益ノ為メ下名ノ者ハ右二百五十弗ヲ以テ他日当裁判所ニ於テ下サルヘキ判決ヲ遵奉シ且ツ右何ノ誰ニ對シ当裁判所又ハ上訴シタルキハ上訴裁判所ニ於テ言渡サルヘキ諸般ノ費用及ヒ損害賠償ヲ弁償スヘキノ保証及ヒ約諾ヲ為スモノナリ

原告人 何、誰
關係者 何、誰
証人 何、誰

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合衆国委員

ジョン・エー・ラスホルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

以上保証者タル何ノ誰ハ宣誓、上左件
ヲ陳述ス

余ハ負債及ヒ責任ノ外五百弗ノ金額ヲ
擔當スヘキ義務アリ

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ

之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョン・エー・ラスホルン

○才百六十六 差押ヲ受ケ或ハ自ラ出廷

ノ上受クヘキ判決執行ニ関

スル被告人保証書式

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

当裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ登記シ

タル保証書ノ事

紀元一千八百何年何月何日当裁判所ニ於

テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シ

タル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シタルカ故ニ右

被告人何ノ誰及ヒ証人何ノ誰ハ若シ他日

被告人又ハ証人ニ於テ懈怠或ハ曲者タル
ノ言渡ヲ受ケタルハ其財産及ヒ土地ニ
對シ何百弗ニ相当スル執行状ヲ發スヘキ
トテ茲ニ約諾スルモノナリ
故ニ今關係者ノ便益ノ為メ下名ノ者ハ右
何百弗ノ金額ヲ以テ他日此訴訟ニ出廷シ
テ当裁判所ノ諸般ノ命令ヲ遵守スヘキノ
保証ニ供シ且ツ当裁判所又ハ上訴シタル
中ハ上訴裁判所ニ於テ下シタル判決ヲ以
テ言渡サルヘキ諸般ノ費用及ヒ損害賠償
ヲ弁償スヘキノ保証及ヒ約諾ヲ為スモノ
ナリ

右

原告人 何ノ誰
被告人 何ノ誰
証人 何ノ誰
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於
テ之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合衆國委員

シヨン、エーラスホルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ
以上保証人タル何ノ誰ハ宣誓ノ上左件
ヲ陳述ス
余ハ負債及ヒ責任ノ外何百弗ノ金額ヲ
擔當スヘキ義務アリ

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於

テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員 何、誰

○第百六十七 判決執行ニ関スル請求者

保証書式

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

当裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ登記シ

タル保証書ノ事

紀元一千八百何年何月何日当裁判所ニ於
テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シ
タル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シタルニ依リ何
ノ誰ハ請求書ヲ差出シタリ故ニ右何ノ誰
及ヒ証人何ノ誰ハ若シ他日右何ノ誰或ハ
証人ニ於テ懈怠若クハ曲者タルノ言渡ヲ

受ケタル片ハ其財産及ヒ土地ニ對シ何百
弗ニ相当スル執行状ヲ發スヘキヲ茲ニ
約諾スルモノナリ

故ニ今關係者ノ便益ノ為メ下名ノ者ハ右
何百弗ヲ以テ他日当裁判所又ハ上訴シタ
ル片ハ上訴裁判所ニ於テ下シタル判決ヲ
以テ言渡サルヘキ金額ヲ弁償スヘキノ保
証及ヒ約諾ヲ為スモノナリ

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合衆國委員

ジョン、エー、ラスボルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

以上保証人タル何ノ誰ハ宜誓ノ上左件
ヲ陳述ス

余ハ正当ノ負債及ヒ責任ノ外何百弗ノ
金額ヲ負擔スヘキ義務アリ

一十八百何年何月何日余ノ面前ニ於
テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員 何ノ誰
〇才百六十八 約定或ハ評價金額ニ係ル保

証書式

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ
当裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ登記シ

タル海上保証書式
紀元一千八百何年何月何日当裁判所ニ於

テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係リ訴状ニ記載シ
タル事由ヲ以テ二箇ノ訴訟ヲ起シ而シ其

請求ニ從ヒ祭シタル令状ニ依リ現ニマ
シタルニ於テ右船舶ヲ管守シ其代價ハ当

裁判所ニ於テ現ニ領收シタル協議書(或ハ
評價書)ニ依レハ即チ何十弗ナリ

右訴訟關係者ハ若シ他日請求者又ハ証人
ニ於テ懈怠若クハ曲者タルノ言渡ヲ受ケ

タルハ其財産及ヒ土地ニ對シ執行状ヲ
祭スヘキヲ茲ニ約諾スルモノナリ

故ニ今關係者ノ便益ノ為メ下名ノ者ハ何
百弗ヲ差出スヘキ責ニ任シ而シ当裁判所

或ハ上訴シタルハ訴訟裁判所ニ於テ判

判決ノ通知ヲ為シタルハ何時ヲ問ハス
前上ノ價金ヲ裁判所ニ差出シ而シテ
所又ハ上訴シタルハ上訴裁判所ノ最終
ノ判決ヲ以テ言渡サルヘキ金額ヲ弁償ス
ヘキノ保証及ヒ約諾ヲ為スモノナリ
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合流國委員

ジョシ、エーラスボルン

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ
以上保証者タル何、誰ハ宣誓、上左件
ヲ陳述ス
余ハ正当ノ負債及ヒ責任、外何百弗ノ

金額ヲ負擔スヘキ義務アリ
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於
テ之ヲ誓言スルモノナリ

合流國委員 何、誰

○才百六十九 被捕人ノ保証ヲ受ル為メ
マルシヤルニ差出スヘキ刑
事上ノ保証証書

何ノ誰タル余輩ハ茲ニ公流ニ對シ余輩ハ
垂水利加合流國ノ正貨何百弗ヲ新約克南
部地方ノマルシヤルニ又リ、エフト
ルマツダ及ヒ其遺囑執行人及ヒ遺物管
理人或ハ代理人ニ弁償スヘキ義務アルト
ト余輩各自及ヒ余輩ノ相続人及ヒ遺囑執

行人遺物管理人ニ於テモ正実ニ此義務ヲ
尽スヘキトトテ普ク告知スルモノナリ
我紀元一千八百何年何月何日余輩ノ印ヲ
鈐スルモノナリ

原告人何ノ誰ヨリ右何ノ誰ニ係ル海上民
事ノ訴状ハ一千八百何年何月何日新約克
南部地方合流國郡裁判所ニ於テ受理スル
所ニテ原告人ハ給料惣計二十七弗ノ金額
ノ弁償ヲ得ント求メタリ

此証書ノ義務ハ左ノ如シ
若シ右保釈人何ノ誰一千八百何年何月何
日新約克府廳内ニ於テ開設セラルヘキ新
約克南部地方合流國郡裁判所ニ出頭シ而

テ該裁判所ニ於テ此訴訟ニ就キ下ス所ノ
諸般ノ命令ヲ遵奉シ且ツ該裁判所又ハ上
訴裁判所ニ於テ下シタル判決ヲ以テ言渡
サルヘキ金額ヲ弁償スルキハ此義務ハ即
チ消滅ニ歸スヘシ若シ否ラサルキハ此義
務ハ飽マテ存在スヘキモノナリ
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ニ捺印授受スルモノナリ

合流國委員

ジョーン、エー、ラスボルン

○才百七十 保釈ノ証明書式

新約克南部地方合流國郡裁判所ニ於テ
何ノ誰ハ宣誓ノ上左件ヲ陳述ス

余ハ何町何番地ニ居住シ而、負債及ヒ責
任ノ外何百弗ヲ負擔スヘキ義務アリ
一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ヲ証言スルモノナリ

合流國委負

ジョン、エー、ラスボルン

。才百七十一 一千八百四十七年頒分條

例ニ依リタル保釈証書式

何ノ誰タル余輩ハ茲ニ公流ニ對シ余輩ハ
原告何ノ誰ノ遺囑執行人遺物管理人或ハ
代理人ニ對シ亞米利加合流國正貨何百弗
或ハ原告請求高ノ二倍ヲ償フヘキ義務ア
ルトト余輩各自及ヒ余輩、相続人遺囑執

行人遺物管理人ニ於テモ正実ニ此義務ヲ
尽スヘキトトテ普ク告知スルモノナリ
一千八百何年何月何日ヲ以テ茲ニ余輩ノ
印章ヲ鈐スルモノナリ

原告何ノ誰ヨリ船舶何号ニ係リ一千八百
五十何年何月何日新約克南部地方合流國
郡裁判所ニ海上民事ノ訴訟ヲ起シ原告ニ
於テ合計幾許ノ金額(訴状ニ記載シタル金
額ヲ茲ニ記載スヘシ)ノ年償ヲ得ント求メ
タリ

此証書ノ義務ハ左ノ如シ

若シ前上何ノ誰果シテ此訴訟ニ就キ当裁
判所ニ於テ下スヘキ判決ヲ遵奉スルニ於

ヲハ即チ此義務ハ消滅ニ歸スルト雖モ若
シ否ヲサレハ此義務ハ飽マテ存在スヘ
キモノナリ

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ニ捺印授受スルモノナリ

合流國委員

ジヨン、エーラスボルン

○才百七十二 同上保叙ノ証明書式

何ノ誰ハ宣誓ノ上左件ヲ陳述ス

余ハ何町何番地ニ居住シ而シテ正実ノ負債

及ヒ責任ノ外何百弗ノ金額ヲ擔當スヘキ

義務アリ

一千八百五十何年何月何日余ノ面前ニ於テ

之ヲ証言スルモノナリ

合流國委員

何ノ誰

○才百七十三 判事又ハ港長認可証書

余ハ茲ニ保証書中ニ記載シタル証人ノ適

当ナルヲ認可スルモノナリ

一千八百何年何月何日 (判事或ハ港長此処ニ捺印ス)

○才百七十四 訴訟中ノ船舶安全ニ歸着

スル為メ其船主ヨリ差出ス

ヘキ保証書式

新約克南部地方合流國郡裁判所

一千八百五十何年何月何日領收

当裁判所ノ規則ニ從ヒ記入シタル

原告ノ費用ニ関スル保証書ノ事

紀元一千八百五十何年何月何日当裁判所
ニ於テ船舶何号及ヒ其船具其他ノ所有主
タル何ノ誰ヨリ右船舶船具等ニ係リ訴状
中ニ記載シタル事由ヲ以テ訴訟ヲ起シタ
リ而シテ右訴訟ニ就キ領收シタル快議書(又
ハ評價書)ニ依レハ右船舶船具其他ノ價額
ハ何百弗ナリ
右船主何ノ誰及ヒ証人何ノ誰ハ若シ右原
告或ハ其証人ニ於テ懈怠ノ所為アリタル
中ハ其所有ノ財産及ヒ土地ニ對シ何百弗
ニ相当スル執行状ヲ發スヘキトテ茲ニ約
諾スルモノナリ

故ニ今右關係者ノ便益ノ為メ下名ノ者ハ
若シ該船現今企テタル航海ヲ遂ケ安全ニ新
約克港ニ歸来セサル中ハ何百弗(原告株式
金額ノ二倍)ヲ弁償スヘキ義務アルトテ茲
ニ保証約諾スルモノナリ
一千八百五十何年何月何日余ノ面前ニ
於テ之ヲ約諾筆記スルモノナリ

合流國委員 何ノ誰

新約克南部地方云々

以上保証人タル何ノ誰ハ宣誓ノ上左件ヲ
陳述ス

余ハ余ノ正当ノ負債及ヒ責任ノ外何百弗
ノ金額ヲ負擔スヘキ義務アリ

一千八百何年何月何日余、面前ニ於テ
之ヲ誓言スルモノナリ

合流國委員 何ノ誰

○才百七十五 令状ヲ發セシテ物件ヲ

保釋ニ附スヘキ認可書式

新約克南部地方合流國郡裁判所ニ於テ

ジヨンジョーンスヨリ汽船「イエレカ」

号及ヒ其機関船具等ニ係ル訴訟

本訴ニ関スル訴状ヲ受理セラレタルカ故

ニ余ハ本日ヲ以テ右船主何ノ誰ヨリ答弁

書ヲ差出シ而シテ証人何ノ誰ト俱ニ恰モ右

船舶ノ差押ヲ受ケタル時ト同一ノ方法ニ

從ヒ訴訟費用及ヒ船賃ヲ保セテ何百弗ニ

相当スル保証書ノ登記ヲ受ルニ於テハ該

船ヲ差押フヘキノ令状ヲ發行セサルトテ

茲ニ認可スルモノナリ

公告ハ之ヲ要セス而シテ答弁書ハ本日ヲ以

テ差出スヘシ若シ之ヲ差出サハルルハ懈

怠ノ登記ヲ受クヘキモノナリ

一千八百四十九年十二月四日 原告代言人

何ノ誰

○才百七十六 同上ノ変例

ジヨンジョーンスヨリ汽船「ユレカ」

号及ヒ機関船具等ニ係ル訴訟

本訴ニ関スル訴状ハ既ニ受理セラレ而シ

右船舶ノ所有主何ノ誰ヨリ未タ令状ヲ發

セサル已前ニ答弁書ヲ差出シ且ツ証人何
ノ誰ト俱ニ普通ノ保証書ノ登記ヲ受ケタ
ルカ故ニ此訴訟ハ總テ右船舶ノ差押ヲ受
ケ而シテ保証書ニ依リ釈放セラレタル場合
ト同一ノ處分ヲ受クヘキトテ茲ニ承認ス
ルモノナリ

一千八百四十九年十二月四日 原告代言人

何、誰

被告代言人

何、誰

○才百七十七 保証書ニ依リ船舶ヲ釋放

スヘキ認可書

何ノ誰ヨリ何々ハ係ル訴訟

此訴訟ニ就キ榮セラレタル令状ヲ以テ船
船ウアルレス号ヲ差押ハラレタルカ故ニ
余輩ハ被告ニ於テ他日出廷及ヒ判決ヲ遵
守スヘキノ保証トシテ当裁判所ノ規則ニ
従ヒ記シタル普通保証書及ヒ答弁書ヲ差
出シ且ツ裁判所官吏ニ納付スヘキ謝金ヲ
差出スニ於テハ該船舶ノ管守ヲ解クトテ
認可スルモノナリ

一千八百四十九年十二月廿日 原告代言人

何、誰

○才百七十八 評價ヲ要セスシテ價額ヲ

定メ而シテ物件ノ管守ヲ解ク
ヘキ認可書

何ノ誰ヨリ何々へ係ル訴訟

余ハ今ブリグ形ロバー号及ク其船具什
番ノ價額ハ別ニ評價ヲ要セス六千弗ナル
トヨ認可シ而ソ答弁書及ク費用ニ関スル
裁判所ノ規則ニ從ヒ其費用保証書ヲ差出
スニ於テハ該船舶ノ管守ヲ解クヘシ
月 日 原告代言人

何ノ誰

〇才百七十九 貨物ノ一部ニ関スル答弁
書

新約克南部地方合衆國郡裁判所判事
ミユール、アルベツ、貴下ニ呈ス
ジヨーンリウ井ングストン外数名ノ訴訟ニ

倚リ現ニ当郡マルシヤルノ管守ニ係ルロ
ーレル号ノ積荷ノ一部(DJ)ノ記号アル商
物九函ニ就キ新約克居住ノ商人ダビット、
ジヨーンスノ答弁書ハ即チ左ノ如シ
余ハ右商物九函ノ正実ナル所有主ニシテ他
ニ右物件ノ所有者タル者之レナシ
故ニ右答弁人ハ当裁判所ニ於テ右物件ヲ
己レニ還付スヘキノ判決ヲ下シ供セテ其
他公平ナル所置ヲ施サレシトテ希望スル
モノナリ

ダビット、ジヨーンス

一千八百四十三年五月五日余ノ面前ニ於
テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

ジョージ・ダブリュー・モルトン

代理人 何、誰

○才百八十 船舶ニ関スル請求書

新約克南部地方合衆國郡裁判所判事「サミ

ユール、アル、ベツツ」貴下ニ呈ス。

「マクウ子ル」形「ホル子ツ」号及ヒ其船具什

器ノ所有主「ソーン州ワシントン郡イース

トポルト」居住「ダビツト、ローム」及ヒ「ウヰリ

ヤム、ビー、キング」ハ右船舶船具及ヒ什器ニ

関係ヲ有スル者ナルカ故ニ当裁判所へ出

頭シテ右船舶船具及ヒ什器ニ對シ請求ヲ

起シ而シテ右兩名ノ者ハ正実ナル所有主ニ

シテ他ニ所有者タル者之レナキコトヲ申立
テタリ

於是右請求者ハ貴廳ニ於テ右物件ヲ已レニ

還付スヘキノ判決ヲ下シ候ヒテ此他公平

ナル處分ヲ施サレントコトヲ希望スルモノナ

リ

ダビツト、ローム

ウヰリヤム、ビーキング

一千八百四十七年七月十日余ノ面前ニ

於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

ジョージ・ダブリュー・モルトン

代理人

。才百八十一 没收ニ関シ合衆國ノ請求
書式(前出才十三ノ部参照)

。才百八十二 答弁書式

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁
判所判事カミエール、アル、ベツツ貴下ニ呈
ス

ノーン州ポルトランド居住ゾヨニ、リチヤ
ードニ於テ新約克府居住ノ商人キムバル
及ヒセルドニノ名ヲ以テ商業ヲ営ム會社
社員エドモンド、キムバル及ヒゾヨ、ガ、ア
ル、セルドニノ訴訟ニ對シ答弁ヲ為ス左
ノ如シ

才一条 訴状才一才四及ヒ才五条ニ記載
シタル事由ハ答弁人ニ於テ曾テ了知セサル
所ナリ又曰才二条及ヒ才三条ニ記載シタ
ル事由ニ就テモ固ヨリ之ヲ熟知セサル所
ト雖モ恐クハ全ク詐偽ノ陳述ナリト信ス
ルカ故ニ其事實ハ即チ左ニ陳述スヘシ
才二条 右ノバルタニ号ハ亮示ノ機装ヲ
整ヘ十一月二十八日ノ夜月光ト風潮ノ順
宜シキヲ得テ新約克灣ニ到着シタリ然レ
モ風力稍々微弱ナリシカ故ニ月没マテイ
ーストリバー川ノニ入ル事ヲ得サリシヲ
以テ遂ニ暗黒ノ夜ト为リ仮令ヒ距離ノ短
キモ燈火ニ依ラサレハ他ノ船舶ノ所在ヲ

認ノ難カヲシムルニ至レリ

然ルニ該船投錨ヲ為サントスル際ニ當リ
該船ノ船長及ヒ船員ハ該船首ノ方ニ當リ
一挺ノ錨ヲ以テ繫留シタル一船即チ「ビエ
ノス、アイレス」号ヲ認メタレニ其距離ハ僅
ニ數歩ニ過キサリシヲ以テ右「スバルタシ
号」ノ船長及ヒ船員ニ於テハ毫モ懈怠不注
意ニ因ラステ風潮ノ勢力ニ乘シテ遂ニ
右「ビエノス、アイレス」号ト衝突シ遂ニ巨大
即チ二百五十弗余ノ損害ヲ被ルニ至レリ
第三条 前上記シタル時ニ於テ右「ビエノ
ス、アイレス」ハ新約克港「アールトン、フエリ
ート」ヨリス、フエリートノ中間「イーストリ

バー」ノ水路ニ繫泊セリ然レニ該船ハ其甲
板又ハ其他ノ場所ニモ舷燈ヲ設ケサリシ
故此ノ損害ハ全ク船舶ノ出入繫劇ナル「イ
ーストリバー」ノ水路ニ繫泊シタル右「ビエ
ノス、アイレス」号ノ船長士官及ヒ水夫ノ懈
怠及ヒ不注意ニ因テ生シタルモノナリ
才四条 以上記載シタル事件ハ總テ正実
ナリ

故ニ答弁人ハ當裁判所ニ於テ右訴狀ニ記
載シタル事由ヲ取ラステ之ヲ棄却シ而
シ原告人ヲシテ其費用ヲ擔當セシメ且ツ
此他法律及ヒ公平ノ處分ヲ施サレシイ
テ希望スルモノナリ

答弁人 代理人

バル

ベ子デクト

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ
之ヲ誓言スルモノナリ

合流國委員 何、誰

○才百八十三 請求兼答弁書式(前出之ヲ
畧ス)

○才百八十四 請求答弁及ヒ管轄違、故

障書式

新約克南部地方ニ設置シタル合流國郡裁
判所判事ガミエール、アル、ベツ、貴下ニ呈
ス

「スタウ子ル形」ガスカルジヨーンズ号ノ船
長「ルマニ、スキユルズ」ハ右船舶船具及ヒ
什器ニ関係アルカ故ニ茲ニ原告人「カムノ
ルデニ」ノ訴状ニ對シ答弁故障ヲ為ス「左
ノ如シ

第一条 右「スキユルズ」ハ右船舶船具及ヒ
什器ニ對シ左ノ請求ヲ起シ且ツ保々テ左
ノ如ク答弁ス

第二条 右原告ノ訴状才一条及ヒ才二条
ニ記載シタル事由ハ余ノ曾テ認知セサル
所ナリ

第三条 右「カムノルデニ」ノ差出シタル訴
状ニ記載シタル事由ニ依リ右船舶ヲ差押

ハタル当時余ハ該船ニ對シ五百六十弗四十九仙ノ金額ヲ請求スヘキ權ヲ有セリ又之レノミナラヌ一千八百何年何月何日ヨリ一千八百何年何月何日マテ一ヶ月何弗ノ給料ヲ以テ該船ヨリ雇入ラレ其給料合計壹千四十二弗ニ至ルモ未タ之ヲ拂渡ササルナリ

又右船負ノ給料ヲ拂渡ス為メ貸渡シタル金額及ビ此他現ニ當裁判所ノ令状ヲ以テ中止セラレタル航海中止ムヲ得ス貸渡シタル金額ハ保セテ四百十七弗八十五仙ニ至レリ

前上ノ給料及ビ貸金ハ即チ右船舶ニ對シ差押權ヲ有セリ殊ニ被告人ハ之ヲ貸渡シタルモノナルカ故ニ即チ右給料ノ拂渡ヲ受ケタル船負ノ權利ニ換ルヘキヲ以テ右差押權ヲ執行スル為メ當裁判所へ訴訟ヲ起シタリ

才四条 當裁判所ハ前上指名ノ原告訴状ニ記載シタル事件ヲ裁判スヘキ權ヲ有セス何トナレハ該件ハ海上裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノニアラサレハナリ即チ該訴状ハ法律上ノ訴訟ニ係ル約定証書ニ關スル事件ニシテルウヰヰア州ニウタルリ
一、シ、ス、府、ノ、州、裁、判、所、即、チ、海、上、裁、判、所、ノ、權、カ、ヲ、有、セ、サ、ル、裁、判、所、ニ、於、テ、下、シ、タ、ル、判、決、

執行ノ為メ當裁判所ニ於テ差出セシモノ
ナリ

故ニ答弁人ハ右訴状ニ對シ各別ニ弁論ヲ
為シタル時ト同一ノ便益ヲ得シト希望ス
ルモノナリ

才五条 前上ノ判決ヲ以テ該船舶ヲ差押
ヘス或ハ裁判所ノ管守ヲ要セスシテ該船
ニ對シ特權ヲ行フヲ許セリ然レモ該船
ノ外國海港ニ航海繫留スル時間ハ右船舶
又ハ其船主外ノ各人ニ對シ右特權ヲ施ス
トヲ得サルノミナラス談判決ヲ下シタル
裁判所ノ管内及ヒ其令狀ニ依ルニアラサ
レハ之ヲ施ストヲ得サルナリ

才六条 右原告人ノ請求果シテ該船差押
ニ関スルモノナレハ即チ該船ノ航海ニ從
事シ且ツ之ヲ合流國ニ安着セシメタル此
被告人ノ請求ヲ先キニシ而メ右約定証書
ヲ以テ右給料及ヒ賃金ノ償却ニ充ツヘキ
モノナリ

ヘルマン、シユルズ

一千八百四十九年五月何日余ノ面前ニ
於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合流國委員

ジヨン、ダブリウ、モルトン

右代言人

シリエル、ベ子ダクト

代書人

イー、シー、ベ子ダクト

○才百八十五 貨物或ハ入額、所有權ニ

関シ監財人、答弁書

新約克南部地方ニ設置シタル合流國郡裁
判所判事ガミユールアル、ベツツ責下ニ呈
ス

トーマス、ダウルドノ訴状中監財人トシテ記
載シタルイルウエル^ル商社ノ現社負^ビームス、
ガブリウ、イルウエルニ於テ海上民事ノ損害
賠償ノ訴訟ニ就キジョニ、ギローウニニ對シ答
弁ヲ為ス丁左ノ如シ

被告人ニ於テ^リジョニ、ギローウニ^ニ或ハ其財產
ヲ陰蔽スルヲ幫助シ又此訴訟ニ就キ令状
ノ送達アル時或ハ其以來右^リジョニギローウ

ニニ屬シ或ハ關係セル財產或ハ權利ヲ保
有セシトノ申立ハ正實ニアラス
故ニ被告人ハ此訴訟ヲ棄却シ保セテ其費
用ヲ弁償スヘキノ判決ヲ與ヘラレン^{コト}ヲ
請求ス

被告人 何、誰

一千八百六十何年何月何日余ノ面前ニ
於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合流國委負 何、誰

○才百八十六 前上監財人、答弁書ニ對
スル弁駁書

新約克南部地方ニ設置シタル合流國郡裁
判所判事ガミユール、アル、ベツツ責下ニ呈

ス

イルウエル商社ノ現社負ゼームス、ダブリウ、
イルウエルノ答弁書ニ對シトーマスダウル
ドニ於ニ弁駁スルヲ左ノ如シ

原告人ハ右訴状ノ正実ニシテ右社負ゼ
ームスダブリウイルウエルハ此訴訟ニ
就キ令状ノ送達アリタル時現ニ右
ンギーウンノ所有ニ係ル財産及、推利
ヲ保有セシテ明白ナルヲ認スルカ故
ニ原告人ハ既ニ訴状ヲ以テ求メタル如
ク判決アラントヲ希望スル所ナリ

原告代理人

エー、ナス

○第百八十七 監財人ニ對スル質問唇

トーマスダウルドヨリジョンギーウンニ係ル
訴状ニ所謂監財人ゼームスダブリウ、イルウ
ニ對スル質問ハ左ノ如シ

第一条 汝、氏名住所及、職業ハ如何

第二条 汝ハ被告人ニシテ、ヨシキリウシヲ知レ

ルヤ果シテ然ラハ久ク同人ヲ知レルヤ又

同人ヲ初メテ知リタル以来同人ハ如何ナ

ル職業ヲ営ミシヤ

第三条 汝ハ同人ト懇意中同人ノ代理人ニ

シテ新約克存在留セシヤ又汝ハ同人ニ属

スル金錢貨物ヲ同人ヨリ預リシコトアルヤ

否ヤ明瞭ニ年明スヘシ

第四条 同人ハ前回ノ航海ニ際シ汝ニ於テ

同人ノ為メニ負擔シタル義務ヲ償フヘキ

保証トシテ汝ノ手元へ金額ヲ残セシヤ果

シテ残シタラハ今仍ホ之ヲ現有スルヤ

第五条 同人ハ今回ノ航海中同人所有ノ時

辰儀及、其他港内繫泊中安全ヲ豫防スル

器具ヲ汝ノ手元へ残セシヤ又此訴訟ニ就

キ癸シタル令状ノ送達ヲ受ケタル時現ニ

之ヲ占有セシヤ

第六条 汝ハ右ジヨン、ギーウシニ属スル此

他ノ物件或ハ資金ヲ現有或ハ管理セサル

ヤ否ヤハ明細ニ年明スヘシ

第七条 汝ハ右ジヨン、ギーウシノ所有或ハ

関係アル証券、切手、或ハ其他同人ノ受取ル

ヘキ証券或ハ同人ノ拂フヘキ金額証券ヲ

現有スルヤ否ヤ明細ニ年明スヘシ

第八条 汝ハ右ジヨン、ギーウシハ右船舶ノ

所有主ナルヤ又汝ハ右船舶ノ所有主ニ属
スル金錢貨物ヲ現有スルヤ否ヤ明細ニ并
明スヘシ

原告代言人

エー、ナス

○第百八十八 同上ノ質問旨ニ対スル監財
人ノ答弁旨

トーマスズグウルドノ質問旨ニ対シ監財人「ゼー
ムス、ダブリウイルウエ」答弁ヲ為ス「左ノ如
シ

第一条 余ノ氏名ハ「ゼームスダブリウイル
ウエ」ナリ又余ハ新約克ノ居住ニシテ商
人ナリ

第二条 余ハ二年巳来被告人ト知已ナリ其
間同人ハ船長ノ業ヲ取レリ

(此他各条ニ対スル明細ナル答弁ヲ此以下ニ
記スヘシ)

ゼームスダブリウイルウエ

一千八百四十八年六月十日余ノ面前ニ於
テ之ヲ誓言スルモノナリ

委員 ジョーゲダブリウモルトン

○第百八十九 訴状更正旨式

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁判
所判事サミユールアルバツツ貴下ニ呈ス

ウヰリヤムボート子ルヨリ「ヌリーク」号及
其船具什器及前船長「ヌリーク」ニ

係ル海上民事ノ給料ニ関スル訴状ノ更正ヲ為
スル左ノ如シ

第一条 才一条十月ノ下ニ又原告人ノ契約
シタル航海ヲ遂ケサル以前ノ数字ヲ加フ

第二条 才一条ノ未反ニ又ハヌリクレ
号ハ前上記載シタル航海ヲ遂ケタル上去
ル二月何日ヲ以テ安着セリノ数字ヲ加フ

第三条 才六条船舶ノ下ニ又該船長ハ前記
ノ航海中ヨリ新約克ニ到着スルマテノ給
料及ビノ数字ヲ加フ

第四条 才六条七十四ノ三字ヲ削除シ更ニ
九十三ノ三字ヲ加フ

代理人 被子ダクト

代唇人 バル

（此处ニ原訴状ト同一ノ記名証明ヲ為スヘ
シ）

○第百九十 増補更正唇式

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁判
所判事ヤミユールアルベツツ貴下ニ呈ス

何ノ誰ヨリブリグ形ロウエル号及ビ其船具
及ビ関係者及ビ船長何ノ誰ニ係ル訴状ヲ増補
更正スルヲ左ノ如シ

第一云々 此处ニ原訴状ト同一ノ方式ニ従
第二云々 ヒ増補更正ノ事件ヲ記載スヘシ

原告代理人

何ノ誰

○第百九十一 訴状面ニ記載スヘキ保釈ニ
関スル判事ノ命令格式

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

訴状ヲ差出し且ツ裁判所ノ規則ニ従ヒ手續ヲ
了シタルカ故ニ被告人ニ對シ差押状ヲ發シ而
シテ五百弗ヲ以テ保釈ヲ許スヘキモノナリ

一千八百四十九年十二月十八日

判事

サミユール、アルベツツ

○第百九十二 難訴期限ヲ与フルヲ一時
裁判手續ヲ中止スヘキ命令格式

式

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

以上ノ誓肩及ヒ通知ニ依リ此訴訟上原告ニ関

スル諸般ノ手續ヲ歎訴期限満中止シ追テ裁判

所ヨリ發スヘキ命令ヲ待タシムルモノナリ

一千八百四十九年六月五日

判事

サミユール、アルベツツ

○第百九十三 期限ヲ延ハスヘキ命令格式

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

訴状答弁(或ハ質問應答或ハ訴訟故障)ノ期限

ヲ来ル何月何日マテ延ハセリ

一千八百四十九年六月八日

判事

サミユール、アルベツツ

○第百九十四 命令旨及、判決旨冒頭旨式
紀元一千八百四十三年一月三日(火曜日)
新約克府廳内ニ於テ開設マラレタル新
約克南部地方合衆国郡裁判所ノ通常(或
ハ特別)期日ニ於テ

出席判事 郡裁判所判事「サミユール
アルベッツ」氏

原告人 何ノ誰
被告人 何ノ誰

○第百九十五 懈怠ノ所為ニ依リ曲者ト為
リ而メ委負ニ委審ヲ命スルノ
命令旨式

本訴ニ関シ發シタル召喚狀ニ依リ船舶船具及

ト什器ヲ差押ヘ且ツ此日ヲ以テ当裁判所ハ右
船舶船具等ニ係ル審理ヲ行フヘキ旨各関係者
ニ通知セシニ各関係者ニ於テハ之ニ對シ請求
ヲ起スヲナキ旨ヲマルシヤルニ於テ復命シタ

於是原告代言人何ノ誰ノ情願ニ依リ更ニ該船
船舶具等ニ関係ヲ有スル各人ニ對テ出廷ノ上
其請求ヲ起スヘキ旨ヲ公告セシニ一人トシテ
出廷スル者ナキヲ以テ右各人ノ懈怠ニ歸シ即
チ之ヲ登記シテ右船舶船具其他ノ物件ヲ以テ
原告ノ請求ヲ弁償スヘキ旨ヲ命セリ
又原告ニ弁償スヘキ運賃(或ハ其他ノ事由)ノ額
ヲ算定スル為メ此事件ヲ当裁判所ノ委負ニ附

シ而ノ速ニ当裁判所へ報告セシムヘキトヲモ
茲ニ命スルモノナリ

○第百九十六 審問ノ上計算法ニ就キ原告

人ノ為メニ下シタル判決格式

本件ハ諸弁論及確認ニ依テ審問ヲ遂ケタル
処即チ正当ノ証明ヲ得タルヲ以テ茲ニ判決ヲ
下シテ原告ハ本訴ニ於テ其給料(或ハ運賃或ハ
器具等)ノ金額ヲ請求スルノ推アルモノトシ而
ノ其原告人ニ弁償スヘキ金額算定ノ為メ之ヲ
委員ニ附シ速ニ当裁判所へ報告セシムヘキト
ヲ命スルモノナリ

○第百九十七 損害ノ訴訟上其損害ノ額ニ

関スル証拠ノ認取報告ニ係ル

判決格式

本件ハ諸弁論及確認ニ依テ審問ヲ遂ケタ
ル処即チ正当ノ証明ヲ得タルヲ以テ茲ニ判決
ヲ下シ原告人ハ訴状ニ記載シタル如ク改打争
闘(或ハ其他ノ事由)ニ係ル損害ヲ求ムルノ推ア
リ故ニ其損害賠償ノ金額ヲ認メ而シテ速ニ之ヲ
当裁判所へ報告スヘキ旨ヲ命スルモノナリ

○第百九十八 委員報告書ヲ確認スヘキノ

命令及ビ保証ノ義務ニ對スル
判決ヲ具備シタル最終判決書
式

委員報告書ニ對スル故障期限ノ經過スルモ故
障申立書ヲ提出スル者ナキカ故ニ合流国ノ委

負ニシテ即チ本件ノ委審ヲ行フタル「ジョー」ダ、
ダブリウモルトシノ差出セシ報告肩ヲ朗読ス
ルニ該委負ハ給料(或ハ運賃其他ノ事由)ノ為メ
原告人ニ年償スヘキ金額ハ何百弗ナルコトヲ報
告マリ

故ニ今原告代言人何ノ誰ノ情願ニ依リ右報告
肩ハ既ニ確定ノモノトシ而シテ被告ヨリ訴訟
費用ト俱ニ右報告金額ヲ原告人ニ年償スヘキ
コトヲ茲ニ命スルモノナリ

又右情願ニ依リ曾テ「マル」ニ差出シタル
保釈証肩ニ記載シタル金額何百弗ノ事ニ就キ
簡易裁判ヲ行ヒ即チ本人何ノ誰証人何ノ誰ノ
不利ト為ルヘキ登記ヲ為セリ故ニ原告人ハ此

判決ヲ執行スヘキ為メノ執行狀ノ發行ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

○第百九十九 費用ヲ併セテ請求金額ヲ年

償スヘキ、最終判決肩式

本件ハ諸年論肩及ヒ確証ニ依リ審問ヲ遂ケタ
ル処即チ正當ノ証明ヲ得タルヲ以テ茲ニ判決
ヲ下シ被告人ハ原告人ニ對シ費用ヲ併セテ二
百弗ノ金額ヲ年償スヘキ旨ヲ命スルモノナリ

○第二百 委審命令ヲ兼子タル年償ニ係ル

判決肩式

本件ハ諸年論肩ニ依テ審問ヲ開キ關係者双方ノ代言人、
年ヲ尽シ即チ正當ノ証明ヲ得タルヲ以テ茲ニ判決ヲ下シ原
告ニ於テ雇船約肩(或ハ積荷証肩或ハ船債証肩或ハ証券
或ハ年論肩ニ記載シタル給与)ニ因テ受取ルヘキ金額ヲ被

告人ニ對シ求ムルヲ得故ニ今其金額ヲ確認シ速ニ之ヲ當裁
判所へ報告セシムル爲ノ之ヲ委負ニ附ススモノナリ

○第二百一 政府ノ訴訟上没収ノ判決格式

本件ニ就キ発行シタル令狀ノ没収及ヒ普通ノ公告
法ヲ行ヒ且ツ各人ノ懈怠ヲ記入シタルヲ以テ今合衆国
檢事ヲダデンホフマンノ請求ニ依リ當裁判所ニ於テ判
決ヲ下シ即ケ當郡裁判所判事ノ有シタル職權ヲ
以テ茲ニ判決ヲ下シ訴狀ニ記載シタル廣布四箱
ハ合衆国ニ没入スヘキ旨ヲ命スルモノナリ
又同上ノ請求ニ依リ當裁判所ノ唇記ニ於テ當郡所属ノ
「マルシャル」ニ公賣令狀ヲ發シテ來ル何年何月何日ヲ
以テ没命セシメ而シテ其没命唇記ニ依テ唇記ハ法律ニ從
ヒ公賣代價ヲ配當スヘキ旨ヲ命スルモノナリ

○第二百二 所有權上ノ訴訟ニ就キ被告ノ

ノ便益ト爲ルヘキ判決唇式

本件ハ諸年論唇及ヒ確証ニ依リ審問ヲ闕キ即
チ関係者双方ノ代言人ノ年論ヲ尽シタル處正
當ノ証明ヲ得而シテ當裁判所ニ於テ被告人ハ該
船舶ニ對シ正當ノ所有權ヲ有スルモノト認メ
タルヲ以テ茲ニ判決ヲ下シ右訴狀ハ棄却シ而
シテ原告人ヲシテ其費用ヲ擔當セシムヘキヲ
命スルモノナリ

又被告代言人ノ請求ニ依リ原告人ニ於テ當裁
判所ノ規則ヲ以テ定メタル期限内ニ此判決ニ
對シ上訴ヲ爲サハルハ被告ノ保証唇ハ即チ
棄却セラルヘキヲモ茲ニ從テ命スルモノ

ナリ

○第二百三 訴訟ニ對スル故障ニ関スル判

決肩式

本件ハ原告ニ於テ答弁人ヨリ差出シタル年論
肩ニ對スル故障申立肩ニ依テ審問ヲ開キ而メ
関係者双方ノ代言人ノ年論ヲ尽シ即テ正当ノ
証明ヲ得タルヲ以テ裁判所ハ茲ニ判決ヲ下シ
右原告人ニ於テ被告人ヨリ此訴訟ノ本案ニ就
キ差出シタル年論肩ニ對シ提出シタル故障申
立肩ハ費用ヲ課シテ棄却スヘキモノトシ而メ
原告人ニ於テ更ニ答弁スルニ了ラサレハ原告
ノ訴狀モ亦費用ヲ課シテ棄却スヘキヲ命ス
ルモノナリ但シ更ニ答弁肩ヲ差出スルハ此故

障ノ為ノ生シタル費用ヲ年償シタル上十日以
内ニ之ヲ差出スヘキモノトス

○第二百四 答弁肩ニ對スル故障ヲ棄却ス

一キ判決肩式

本件ハ原告人ニ於テ答弁人ノ差出シタル答弁
肩ニ對シ差出シタル故障申立肩ニ依テ審問ヲ
開キ而シテ関係者双方ノ代言人ノ年論ヲ尽シ即
テ正当ノ証明ヲ得タルヲ以テ茲ニ當裁判所ニ於
テ判決ヲ下シ右原告人ニ於テ答弁人ノ差出シ
タル答弁肩ニ對シ差出シタル故障申立肩ハ認
可スヘカラサルモノナルカ故ニ費用ヲ課シテ
之ヲ棄却スヘキヲ命スルモノナリ

○第二百五 数多ノ訴訟上裁判所ニ於テ公

賣代價配当ノ順次ヲ定ムル判決
唇式

(此处ニ各訴訟人ノ氏名ヲ記ス)

本件ニ関シ唇記ノ差出シタル報告唇ニ對シ故
障ヲ唱フル者ナキカ故ニ今年償ノ順序ニ就キ
関係者ノ権利如何ヲ審査シ且ツ平当ノ分派ヲ
受ル者ナルキハ先ツ裁判費用ヲ年償スヘキヤ
ノ件ヲ審議セント欲シ殊ニ裁判所ニ於テ現ニ
唇記局ニ領置シタルグリグ形トリエンプレ号及
其船具等ノ公賣代價配当ノ命令ヲ下スヘキ
ノ請求ヲ受ケタルヲ以テ関係者双方ノ代理人
ヲ審問シ即テ正當ノ証明ヲ得タルカ故ニ茲ニ
當裁判所ニ於テ判決ヲ下シ右水先案者トシテ

使役ヲ受ケタルエリサーバー、ベークルハ該裁
判所ニ領置シタル金額ヨリオ一ニ其訴訟費用
ト俱ニ其請求金額ノ年償ヲ受ケ自余ノ原告人
ハ本訴ニ係ル船舶ヲ差押ヘタル順序ニ從ヒ各
自ニ於テ受取ルヘキ金額ノ年償ヲ受ケ且ツ此
他ノ請求者ニ前上ノ償却終リタル上ニテ猶ホ
残余アルキハ各自平当ノ分派ヲ受ケヘキモノ
ナルヲ命スルモノナリ

○第二百六 雇船契約上原告人ノ利益ト為
ルヘキ判決唇式

本件ハ諸年論唇及ヒ確証ニ依テ審理ヲ遂ケタ
ル処裁判所ニ於テグリグ形ウキルジニア号ニ
積込ミタル貨物ハ充分安全ニ保護シ而シ本港

＝到着ノ上即チ弁論層＝記載シタル雇船契約
層ノ趣意ニ依リ右貨物中海上ノ危険ニ因テ損
害ヲ被リタル巻煙艸四千五百箇ノ外余ハ皆安
体ニ引渡セシト及ヒ原告人ハ巻煙草及ヒ煙艸
救箱ヲ該船ニ搭載シハバナリヨリ新約克マテ
運送セリト虽モ此事タル右雇船契約ノ条款中
ニ含蓄セサルノ証ヲ認メタルカ故ニ原告人ハ
右雇船契約ヲ以テ約定シタル運賃及ヒ該船ニ
搭載シタル巻煙艸救箱ノ通常運賃ノ年償ヲ求
ムヘキ推アルモノトシ而シテ此判決ニ從ヒ原告
ノ受取ルヘキ金額ヲ層記ヲシテ算定セシムヘ
キモノナリ

又右雇船契約ニ依リ答年人ヨリ年償スヘキ金
額ニ相当スル抵当及ヒ若シ答年人ニ於テ該船
船ヨリ同倉庫ノ陸上ケシタル巻煙草四分ノ
一ノ現品ヲ受取ルトテ欲セサレハ其代リトシ
テハバナリノ時價ニ相当スル抵当ヲ差出スモ
妨ケナキ旨ヲ命スルモノナリ是レ必竟答年人
ニ於テ積荷目録ニ符合スル記号ヲ右巻煙艸ノ
箱上ニ附記セサリシカ故ナリ

此他原告人ハ其訴訟費用ヲ求ムル推アリ

○第二百七 輕卒ニ令状ヲ發シタル場合ニ
當リ訴状ヲ棄却スヘキ特別歎願
＝係ル判決

被告代理人ハ此氏ハ歎願通知層及ヒ送達誓層
ヲ差出シ而シテ船舶ノ管守ヲ解カンテテ請求セ

原告代理人「ガブリスキ」氏ハ誓書二通ヲ差出シ而シテ右歎願ノ弁駁ヲ為シタリ故ニ今茲ニ右訴状ヲ棄却シ而シテ「マルシヤ」ルノ管守ニ係ル右船舶ヲ解放スヘキ旨ヲ命スルモノナリ

○第二百八 給料及ビ航海中ノ手当ヲ年償シ殘金没收ノ判決旨式

本件ハ原被双方ノ代理人ノ承諾ヲ得テ証拠吟味ヲ遂ケタル処果シテ正当ノ証明ヲ得タルヲ以テ茲ニ判決ヲ下シ原告ハ八月月詭船ノ為メニ使役ヲ受ケ其給料トシテ八十弗ノ金額ヲハムボルクニ於テ受取ルヘキ權アリ又右使役中

ノ手当トシテ合計九十三弗内既ニ前拂ノ高十二弗及ビ九弗ヲ合セテ二十一弗差引殘金七十二弗ト訴訟費用トヲ合セ受取ルヘキ權アルモノトス

又ハヌバルクヨリビユーノストアイレスマテ回航中ニ係ル原告給料ハハヌバルクニ於テ原告逃走セシヲ以テ之ヲ給与セサルモノナリ

○第二百九 委審ノ通知旨式

新約克南部地方合流国郡裁判所ニ於テ何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル委審通知旨

以上記載シタル訴訟ニ就キ登記シタル命令ノ趣意ニ依リ汝ニ對シ報知スルヲ左ノ如シ右命令旨ニ記シタル委審ハ未ル何月何日午

前(午後)何時ヲ以テ合衆國裁判所内当事務局
ニ於テ之ヲ行フカ故ニ右時間及ヒ場所へ汝
ノ提出セント欲スル証拠品ヲ携へ出頭スヘ
キモノナリ

一千八百何年何月何日

合衆國委員

ジョージ・ダブリン・モルトン

原告代理人

何ノ誰殿

。第二百十 金額算定ノ命令ヲ受ケタル委
員ノ報告格式

新約克南部地方合衆國郡裁判所ニ於テ
何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル委員ノ報告

我紀元一千八百何年何月何日ヲ以テ発行セ
ラレタル命令唇ヲ以テ當裁判所委員ノ一人
タル下名ノ者へ供給(或ハ其他ノ理由)弁償ノ
為メ原告人ニ對シ拂渡スヘキ金額ノ算定及
ヒ速ニ之ヲ當裁判所へ報告スヘキ旨ヲ命セ
ラレタリ

右命令ヲ奉シタル委員即チダヤールスダブ
リウ、ニウ・トシタル余ハ茲ニ原告代理人及ヒ
被告代理人ヲ呼出シ而シ原告人ノ請求ヲ起
ス所ノ証拠及ヒ之ヲ駁スル所ノ証拠ヲ認定
セシニ原告人ハ果シテ何百弗ヲ求ムルノ權
アルモノトス

一千八百何年何月何日

合衆国委員

チャールズダブリンウニウトン

右原告代言人

何、誰

○第二百十一

損害ノ金額ニ関スル証拠ヲ

認取報告スヘキ命令ヲ受ケタ

ル委員ノ報告肩式

新約克南部地方合衆国郡裁判所ニ於テ

何、誰ヨリ何、誰ニ係ル訴訟

本件損害金額ニ関スル証拠ヲ認取報告スヘキ

任ヲ受ケタルジョーゲダブリウモルトンタル

余ハ原被代言人ヲ呼出シ而シテ余ノ面前ニ召喚

シタル諸般ノ証拠人ヲ審問シタルニ証人ハ即

ノ左ノ申立ヲ為シタリ

原告証人タルジョーンジョーハ宣誓ノ上左

ノ件々ヲ陳述ス云々(以下他ノ証人ノ申立ヲ記

スヘシ)

合衆国委員

ジョーゲダブリウモルトン

右原告代言人

何、誰

○第二百十二

証拠吟味ヲ為シ之ヲ報告ス

ヘキ特別命令ヲ受ケタル委員

ノ報告肩式

合衆国郡裁判所ニ於テ

チャールズダブリンウニウトンヨリダブリウモルトン

一、バツク号及ビ船具等ニ係ル訴訟ニ就キ一
千八百四十七年六月附裁判所命令層ニ関ス
ル委員報告層

前記ノ命令層ニ依レハ委員ニ於テ原告人ニ年
償スヘキ金額ヲ算定報告スルヲ及ビ被告人ハ
本訴ニ係ル答弁層中ダビツトウードサイドノ
氏名ヲ除クヘキ允可ヲ得タリト虽モ委審ノ場
合ニ於テハ証人トシテ同氏ヲ委員ノ面前ニ呼
出ヲ得ヘキ旨ヲ命セリ故ニ今該命令ヲ奉シ
タル委員即チジョーダダブリウモルトンハ原
被告代理人ヲ召喚シ原被告ノ提出シタル諸般ノ
証拠ヲ審察スルニ果シテ右ダビツトウードサ
イドノ口供ニ依リ被告人ヨリ曾テ裁判所ヘ差

出シタル金額ヲ以テ原告人ノ請求金額ヲ年償
スルノ抵当ト為スニ足り而シテ右被告人ノ差出
シタル金額ノ外原告人ニ於テ受取ルヘキ権ナ
キヲ認定セリ

余ハ被告代理人ノ請求ニ從ヒ別紙判事審問ノ
際録取シタル口供ノ謄本及ビ委審命令ニ依リ
録取シタル諸般ノ口供ヲ此報告層ニ添ヘテ進
呈セリ

一千八百四十七年十二月四日

合衆国委員

ジョーダダブリウモルトン

右原告代理人

エー、ナス

○諸故障申立層ノ部

○第二百十三 前上ノ報告層ニ對スル原告ノ故障層式

合衆国郡裁判所ニ於テ

ウアレインタインララーヨリグリグ形ノヌ
リーパーツク号及ヒ船具等ニ係ル訴訟ニ関
スル委員ノ報告層ニ對スル故障
去ル六月本訴上登記セラレタル裁判所ノ命
令ニ依テ委員ノ差出シタル報告層ニ對シ原
告ノ故障左ノ如シ

第一条 右委員ノ面前ニ於テ被告証人ト

モテ審問ヲ受ケタルダビツトウードサ
イドハ其審問及ヒ對審ヲ受ル当時現ニ

右船舶ノ所有者タルヲ以テ右船舶ニ係
ル証人ト為スハ不相当ナリトス

第二条 右証人ダビツトウードサイドハ

即チ本訴ニ関係ヲ有スルモノナリ

第三条 右委員ハ其報告層中右ウードサ

イドノ口供ニ依リ被告人ニ允可シタル
抵当金額ノ記載ヲ為サ、リシ

原告代言人

ハ
ル

ミ子ダクト

○第二百十四 層記或ハ委員ノ報告層ニ對

スル被告人ノ故障層式

合衆国郡裁判所ニ於テ

「アイマシヤルド」ヨリ「エリサーバル」
セスニ係ル訴訟

被告人ハ本日ヲ以テ唇記ヨリ差出シタル報
告唇ニ對シ左ノ理由ヲ以テ故障ス

第一条 右唇記ハ本件ニ就キ録取シタル

口供面ニ明記シタル如ク被告人ヨリ船
長「アアルレハム」ニ拂渡シタル二十五弗

ノ金額ヲ抵当トスルヲ許スヘキ旨ヲ
右報告唇中ニ記載セサリシ

第二条 又唇記ハ同上ノ口供ニ明記シタ

ル如ク「キユバ」島ハ「バナ」ニ於テ被告

代理人ヨリ船長「アアルレハム」ニ拂渡シ

タル一百六十弗七十五セントノ金額ヲ

抵当トスルヲ許スヘキ旨右報告唇中

ニ記載セサリシ

一千八百四十四年三月五日

被告代理人

エドガルローガン

○第二百十五 訴状ニ對スル故障唇式

新約克南部地方云々

被告人「ダビツト」ジョーンズニ於テ原告人「ゼ

ームス」ジャックソンノ訴状ノ不完全ニ就キ
故障ヲ為スノ如シ

第一条 該訴状ニハ原告人及テ代理人ノ

記名ナシ

第二条 該訴状ニハ訴訟事件ニ就キ原告

ニ於テ損害ヲ被リタル事由及ビ被告人ニ
於テ原告人ニ償却スヘキ負債アルコトヲモ
明記セス

第三條 訴状第三條ハ事議ニ涉リ且ツ毫
モ本訴ニ関係ナキコトヲ記載シタルモノナ
リ

被告代言人

何ノ誰

○第二百十六 訴状ニ對スル故障眉式
新約克南部地方合衆国郡裁判所判事サミユ
ール、アル、マツツ貴下ニ呈ス
被告人ガビットジョーンスニ於テ原告ゼー
ムスジヤツクソンノ訴状ニ對シ故障スルコ
ト

左ノ如シ

去ル六月十日原告人ハ被告人ヨリ何弗ヲ受
取リタルヲ以テ被告人ニ於テ右訴状ニ記載
シタル訴訟ヲ受ルノ理ナシ
故ニ右被告人ハ右訴状ニ對シ答弁スルノ義
務ナキヲ以テ右訴状ヲ棄却シ原告人ヨシテ
訴訟費用ヲ年償セシメラレシコトヲ請フ

ダビットジョーンス

一千八百何年何月何日余ノ面前ニ於テ之
ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員 何ノ誰

右被告代言人 何ノ誰

○第二百十七 数様ノ請求ニ係ル訴状ニ對ス

ル故障ヲ為ス。左ノ如シ

第一条 本訴ハ「スクウ子」形「ナラミ」号ニ對スル物權ノ訴訟及、該船長「ジョン」ダブリウ、ホーブルニ對スル人推ノ訴訟ヲ併セ訴ヘタルモノナリ

第二条 右船舶ニ對スル訴訟ノ趣意ハ雇船契約ノ違背ニ係リ又「ジョン」ダブリウホーブルニ係ル訴訟ノ趣意ハ同氏ニ於テ或ル財産ヲ占有シタル事ニ関セリ

第三条 本訴ハ正当ニ連合セシメ得ヘカラスル者及、正当ニ連合セシメ得ヘカラスル請求ヲ連合セシメタルモノナリ
代理人 シ、エル、マ子ゲクト

○第二百十八

讒譏及、無關係ノ事由ヲ記シタル答弁書ニ對スル故障書

式

イ、ミ子ーゼル、エヌ、ロソクレーヨリ「ダビツ」ト、エツチ、ロメルトソニ係ル訴訟

本訴被告人「ダビツ」トエツチ「ロメルト」フンヨリ差出シタル答弁書ニ對スル原告人ノ故障ハ左ノ如シ

第一条 右答弁書中「原告人」アントウエル

「ア」ニ滞在申証人、一人同所居住「ベヌ」リ「キニ」ラ「ンド」号ノ船長ヨリ被告人ニ對シ左ノ如ク申送リタリ

余ノ頗フル憂フル所ハ「マゼステック」号
今回ノ航海ハ前ニ不慮ノ災害ニ遇フタ
タル「ギニール」号ノ航海ニ比スレハ
更ニ至難ナルカ如シ殊ニ該船ハ未タ此
地ニ滞在セリト虽モ元来ハ少クモ一週
間已前ニ既ニ出帆スヘキ筈ナリ且ツ該
船ノ船長ハ既ニ他船ノ指揮ニ任シタル
者ノ一人ナリ余此ノ如ク云ヘル所以ハ
固ヨリ故アリ殊ニ余ノ之ヲ足下ニ通知
スルハ即チ足下ニ對スル余ノ義務ナリ
ト信スルナリ
若シ果シテ足下ニ於テモ余ノ信スル如
ク現任船長ノ指揮ニ任スルキハ到底該

船ノ安全ヲ保スヘカラスト思料セハ須
ク其措置ヲ為スヘシ以上足下ニ通告ス
ル所ノモノハ皆当地繫泊諸船長ノ衆説
ニ依ルモノナリ云々

以上教語ハ譏議ニ涉リ毫モ本訴ニ関セザ
ル事ナルカ故ニ之ヲ削除スヘシ

第二条 前条ニ記シタル教語ノ後ニ所謂

証入ハ「アントウエル」ノ事件ハ全ク原
告ニ於テ其職務ヲ怠タルニ因レリ故ニ
被告人ハ其後該地ヨリ到着シタル人ヨ
リ聞知セリ云々ノ教語モ亦譏議ニ涉リ
毫モ本訴ニ関セザルカ故ニ之ヲ削除ス
ヘシ

第三条 右答弁唇中ニ所謂被告人ノ聞知
セシ所ニ依レハマゼヌケツク号ノニウ
ホルトニ繫泊セシ時ニ当リ公証人ノ面
前ニ於テ貨物所有者ノ代理人ハ原告ノ
不適任及ヒ懈怠ヲ鳴セリ云々ノ教語ハ
毫モ本訴ニ関セサル事ナルヲ以テ之刑
除スヘシ

第四条 又右答弁唇中ニ所謂原告人ト同
一ノ命令ヲ奉シ同時ニアントウエルガ
ヲ出帆シタル即チ被告人所有ノ船舶ハ
航路無難ニテ即チ春季ニ至リ本港ニ来
着レ其後ト虽モ数々航海ヲ為シタリ云
々ノ教語ハ本訴ニ関係ナキヲ以テ刑除
スヘシ

以上記列シタル如ク原告人ニ於テハ右被
告答弁唇ノ不正不当ヲ鳴ラシ而シテ其答弁
唇中讒譏及ヒ本訴ニ関係ナキ事由ハ之ヲ
刑除セラレンコトヲ請フモノナリ

原告代言人

○第二百十九 不完全ノ答弁唇ニ對スル故

障唇式

合衆国郡裁判所ニ於テ

ラーモン、デサルド、ヨリグリ、形アル
デバロン号及ヒ其船具其他及ヒイベ子

ゼルホウキールライトニ係ル訴訟

右原告ヨリモンダザルドノ訴状ニ對シ被告
告イミ子ーゼルボウキールライドノ答弁書ニ

對スル原告ノ故障左ノ如シ

第一条 右被告人ハ一千八百四十四年十

月二十六日原告代理人ト右船長兼船主

シヨードゲ、シ、プリナルトハバナー港ニ

於テ貨物ヲ積込ムヘキノ契約ヲ結ビタ

ル所以ヲ充分明瞭ニ答弁セス

又原告或ハ其代理人ハ雇船契約書ニ記

載シタル報酬ノ外一百弗ノ金額ヲ年償

スヘキト及々右一百弗ノ金額ハ既ニ右

契約ニ從テ即チ原告ノ訴状ヲ四条ヲ五

葉ヲ八ヲ九ヲ十ヲ十一ヲ十二ヲ十三ヲ

十四ヲ十五ヲ十六ヲ十七ヲ十八及々

十九行ニ記載シタル如ク原告代理人ヨ

リ右船長ハ拂渡シタルトテモ亦明記セ

サルナリ

第二条 右被告人ハ前上ノ契約ニ從テ右

船舶ハ即チ原告訴状ヲ五条ヲ五葉ヲ二

十八第六十九及々ヲ三十行ニ明記シタ

ル如クシリンフエーゴスヨリハバナー

マテ航行シタル事ヲ充分明瞭ニ年明セ

サルナリ

以上記列シタル如ク右被告人ノ答弁書ハ不

完全ナルモノナリ故ニ原告人ハ被告人ニ於

第一層充分ナル答弁ヲ与ヘシコトヲ希望スル
モノナリ

原告代言人

ゼー、ビー、バルセイ

代唇人

エヌ、エル、ウエリソグ

○第二百二十 訴訟関係者或ハ監財人ニ附
シタル質問唇ニ対スル故障唇

式

合衆国郡裁判所ニ於テ

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

原告(或ハ被告或ハ監財人何ノ誰)ニ宛タル質
問唇ニ対スル故障ハ左ノ如シ

第一条 右原告(或ハ被告或ハ監財人)ニ於

テ質問唇ヲ四条ニ対スル答弁ヲ為スル

ハ事刑法ニ渉ルヲ以テ法律ニ依リ之ヲ

答弁スヘキ義務ナレトス

第二条 同上ヲ七条ハ事風評ニ係リ且ツ

オ三ノ人ノ不充分ナル申立ニ係ルモノナ

ルカ故ニ原告(或ハ被告或ハ監財人)ニ於テ

ハ之ヲ可認スルコトヲ得ス

原告代言人

何ノ誰

○第二百二十一 訴訟関係者或ハ監財人ニ

附シタル質問唇ニ対シ應答

唇ニ係ル故障唇式

合衆国郡裁判所ニ於テ

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

原告(或ハ被告或ハ監財人)ニ宛テタル質問書

ニ對スル應答書ニ對シ故障ヲ為スル左ノ如

シ

第一条 右質問書才一条ノ應答ハ明瞭直

接ニ出テサルヘカラサルニ事茲ニ出テ

ス全ク不明間接ニ答年セシノミナラヌ

何日間被告入ハ諛船舶ノ鏡柵中ニ閉鎖

セラレタルマヲ年明マサルヲ以テ被告

人(或ハ原告人或ハ監財人)ニ於テハ右才

一条ノ應答ヲ可認スルヲ能ハサルナリ

第二条 才五条ニ對スル應答ハ事ニ関係

ナキノミナラヌ讒譏ニ涉ルカ故ニ亦之

ヲ可認スルヲ能ハサルナリ

被告代言人

何ノ誰

○第二百二十二 証人申立書ニ對スル故障

書式

合衆国郡裁判所ニ於テ

トーマスダピット外数名ヨリグラシス、

ハタクウエーニ係ル訴訟

余ハ今チマールレス、イープレスコットノ申立

書ニ對シ不服ノ件々ヲ左ニ開陳セントス貴

下請フ之ヲ了セヨ

第一条 右申立書ハ民政官吏ニ於テ記名

及レ領置セサルノミナラス法律ニ從ヒ
之ヲ裁判所ニ進呈セヌシテ事皆及為
出ラタリ

才二条 日附ヲ附セス

才三条 又委員ノ相当ナル証明ヲ附セス

才四条 又証人ハ正当ニ召喚セラレヌ且

ツ宣誓ヲ行ハス

才五条 又右申立ヲ聴クヘキ理由及レ之

ヲ必要トスル事實ヲモ亦発見セス

才六条 又右申立層ハ委員ノ証明ヲ備ヘ

タルモノト云フコト得ヌ

才七条 右証明ハ右申立層ヲ録取シタル

時ヲ以テ附記シタルモノニアラス即チ

其後数日ヲ経テ之ヲ附記シタルモノト
認定ス

一千八百四十二年十二月十六日

原告代言人

ハル

バ子ダクト

被告代言人

ダニエルロルト

貴下

ジョーダビートレル

○第二百二十三 訴訟関係者ニ附スヘキ質

問層式(若シ年論層ニ之ヲ添フルハ

ハ左ニ記シタル冒頭文例ニ從ヒ其

年論層記名ノ末ニ續ヒテ記スヘキ

モノトス

被告人(或ハ原告人)ノ宣誓答年ヲ求ムル為ノ
被告人(或ハ原告人)ニ對スル質問ヲ為スル左
ノ如シ(若シ又別紙ヲ以テ質問ヲ為スハ即
チ左ノ文列ニ做フヘシ)

合衆国郡裁判所ニ於テ

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

被告人(或ハ原告人)ノ宣誓答年ヲ求ムル為ノ

被告人(或ハ原告人)ニ對スル質問ヲ為スル左

ノ如シ

第一条 船舶「ゴムホーウ」号ノ「ロンドン」

「ンデリ」ニ到着セシハ何日ナリシヤ又

該船ハ右港内常繫ノ処ニ投錨セシヤ

第二条 該船右港内ニ到着スルヤ直チニ

該船長ハ該船ノ受荷人ニ對シ該船ノ到

着ヲ報告セシヤ

第三条 該船ノ到着後直チニ貨物ノ陸上

ニ着手セシヤ又如何ナル故ヲ以テ一

層速ニ之ヲ着手セサリシヤ又何日頃全

ク該船貨物ヲ陸上ケセシヤ又何日以テ

右貨物ノ一部ヲ陸上ケセシヤ又毎日幾

許ノ貨物ヲ陸上ケセシヤ又何日間風波

或ハ天氣不良ニシテ遂ニ貨物ノ損害ヲ

生スルニ至リシヤ又何日ヲ以テ該船ハ該港ヲ出帆シテ

歸途ニ就キシヤ又何故ニ該船ハ速ニ出帆セサリシヤ

第四条 右入港ノ時現ニ被害貨物アリシ

船法

ヤ果シテアリトセハ其救済許ナルヤ又
右被害物ハ穀物二百俵ニアラサルヤ又
右損害ハ船長或ハ其他ノ各人ノ責ニ任
スヘカラサルモノナルヤ何トナレハ原
告ト被告ト結ビタル契約及ビ積荷目録
ニ記載シタル如ク箱ヲ用ビサル為ニ此
ノ如キ損害ヲ生シタレハナリ

第五条 右被害物件ニ関シ受荷人ト該船
長トノ間ニ於テ爭論ヲ生シタルヤ果シ
テ生シタラハ之ヲ仲宰ニ附セサリシヤ
又其仲宰ニ附シタル趣意ト其判決ハ如
何

第六条 該船舶ノ出帆セシトスル際該船

長ハ何レニアリシヤ又若シロンドンデ
リニ在ラストセハ右出帆準備ノ後直
チニ同所ニ歸来セシヤ又右船長ハ該船
ノロンドンデリニ到着スルヨリ歸途
ニ就クマテ毎日同所ニアリシヤ若シ果
シテ滞船中同所ニアラサリシナラハ何
日間不在ナリシヤ明瞭ニ答年スヘシ
第七条 汝ハ契約ヲ結フノ当時被告人ハ
現ニ代理人トシテ事務ヲ取リシヤ又被
告人ハ雇船契約ノ本人ニアラサル所
ヲ了知セサリシヤ

於新約克一千八百四十九年六月二十六日

被告代言人

納稅

エス、エル、エム、バロウ

○第二百二十四 質問ニ対スル應答格式

合衆国郡裁判所ニ於テ

何ノ誰ヨリ何ノ誰ニ係ル訴訟

原告(或ハ被告)何ノ誰ハ其受ケタル質問ニ対

シ答弁スルノ如シ

第一条 云々

此答弁書ニハ其答弁ヲ為シタル者之

ニ記名セサルヘカラス又左式ニ従ヒ

宣誓セサルヘカラス

新約克南部地方云々

前上答弁人ハ茲ニ宣誓ノ上其申立テタル事

由ハ総テ正実ナルヲ陳述ス

何ノ誰

一千八百五十年一月四日余ノ面前ニ於テ

之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョージ、ダブリウ、モルトン

○委審命令書ニ附添スヘキ質問格式ハ第三

十六及ヒ第二百六十二ノ部ヲ参照スヘシ

○同上答弁書ハ第三十八及ヒ第二百六十五

ノ部ヲ参照スヘシ

○委審命令書ニ附添スヘキ及ヒ質問書ハ第

三十七及ヒ第二百六十三ノ部ヲ参照スヘ

シ

○同上答弁書ハ第三十八及ヒ第二百六十五

新約克

部ヲ参照スヘシ

○監財人ニ對スル質問昏ハ亦百八十七ノ部

ヲ参照スヘシ

○同上答并昏ハ亦百八十八ノ部ヲ参照スヘシ

シ

○第二百二十五 巡捕事件ニ関スル質問昏

式(戦利トシテ捕獲シ而シテ新約克南部地

方ニ送致シタル船舶貨物或ハ商物ニ関

シ証人トシテ返審問ヲ受クヘキ各人ニ

對シ巡捕委員ノ發スヘキ質問昏)

各証人ハ左ニ記列シタル疑問ニ對シ各別ニ答

并シ順次之ヲ筆記スヘキモノナリ

第一条 汝ハ何レニ出生住所スルヤ又何

年間其地ニ住居スルヤ又汝ハ何郡何州

ノ管屬ナルヤ且ツ汝ハ其所屬地ニ對シ

忠節ヲ尽スヤ

又汝ハ亞米利加合衆国民ナルヤ汝ハ既

ニ結婚ノ男ナルヤ既ニ結婚ノ者ナラハ

其家族及ヒ妻ハ何レニ住居スルヤ

第二条 汝ハ現ニ訊問ヲ受ル所ノ船舶積

荷或ハ商品ヲ捕獲セシ當時現ニ其場所

ニアリシヤ

第三条 右捕獲ヲ行フタル時日及ヒ場所

及ヒ之ヲ送致シタル地名或ハ港名ハ如

何

又右船舶ハ之ヲ戦利トシテ捕獲スヘキ
ノ命令辱或ハ委任状ニ依テ捕獲セシヤ
果シテ之レアラハ如何ナル名義及ヒ何
人ヨリ殺付セシヤ又如何ナル理由或ハ
名義ヲ以テ之ヲ捕獲セシヤ
第四条 捕獲船舶ハ如何ナル旗章ヲ掲ケ
且ツ別ニ其船内ニ於テ旗章ヲ有セザリ
シヤ又如何ナル理由ヲ以テ別段ニ之ヲ
有セシヤ

第五条 捕獲ヲ行フタル当時抵抗セシヤ
果シテ之レアラハ何人ナリシヤ又大砲
ヲ備ヘタルマ果シテ備ヘタリトセハ何
挺且ツ何人ニテ之ヲ殺射セシヤ

其捕獲ヲ行フタル船名ハ如何其捕獲ヲ
行フ当時別船アルヲ目撃シタルヤ
捕獲船舶ハ高船ナルカ或ハ軍艦ナルヤ
又或ハ巡捕免状ヲ所持シタル船舶ナル
ヤ且ツ其船舶ハ何人ニ属スルヤ
又捕獲ヲ行フタル船舶ハ軍艦ナルカ或
ハ巡捕免状ヲ所持シタル船舶ナルカ或
ハ人民ノ私船ナルカ且ツ如何ナル勢力
ヲ以テ之ヲ捕獲セシヤ
第六条 捕獲ヲ行フタル船舶ハ捕獲セン
ト欲スル船舶ヲ捕獲スルノ命令辱ヲ所
有セシヤ果シテ之ヲ所持セハ何人ヨリ
之ヲ殺セシヤ又他船ノ幫助ヲ請ヒ捕獲

セシヤ

又右捕獲船ハ既ニ裁判ヲ受ケシヤ果シテ然ラハ其時日及場所及如何ナル理由如何ナル人及如何ナル衙門如何ナル裁判ニ於テ之ヲ裁判セシヤ

第七條

捕獲船名及如何其船長或如何其指揮官

ノ氏名ハ如何又何人ニ於テ其者ヲ該船ノ船長或ハ指揮官ニ任シタルヤ而ノ何レニ於テ之ヲ任シタルヤ又何年間該船及右船長或ハ指揮官ヲ知レルヤ又右船長或ハ指揮官ノ該船ヲ受取リシ時日場所ハ如何且ツ何人ノ名ヲ以テ之ヲ引渡セシヤ

又右船長ノ妻孥ト俱ニ常住ノ地ハ何レナルヤ又何年間其地ニ居住スルヤ若シ又常住ノ地ナキハ其最終住居ノ地ハ如何且ツ何年間其地ニ居住セシヤ又其出生ノ地及如何其所属郡州ノ名ハ如何

第八條

捕獲船舶ノ積量ハ如何又其捕獲

際現ニ其船舶ニ属シタル船員ハ幾許ナリシヤ又当時其船ニ乗込ミタル船員ハ幾許ナリシヤ且ツ其船員ハ何国ノ人民ナルヤ

又右船員ハ皆同時同港ニ於テ右船舶ニ乗込ミタルヤ或ハ各別ニ乗込ミタルヤ

且ツ其乗込ミタル時日及々場所ハ如何
又何人ニ於テ諛船舶ヲ雇入レ或ハ借受
ケタルヤ且ツ其雇入レ或ハ借受ケタル
時日及々場所ハ如何

第九条 汝ハ右船舶ヲ捕獲シタル当時其
捕獲船ノ乗込負中ノ者ナルヤ果シテ然
ラハ如何ナル職務ヲ取りシヤ
又汝或ハ右捕獲ノ当時諛船ニ属シタル
士官船員ハ諛船ノ株主或ハ諛船或ハ積
込貨物ヨリ生スル利益ヲ得ヘキノ推ヲ
有スルヤ
又捕獲ヲ受ケタル当時諛船及々積込貨
物ノ代價ハ幾許ナリシヤ

第十条 何年間汝ハ諛船舶ヲ知レルヤ又
汝ハ何レニ於テ諛船ヲ初メテ目撃シタ
ルヤ及々其時日ハ如何
又諛船ニ於テハ幾許ノ大砲ヲ備ヘタル
ヤ又諛船捕獲ヲ受ケサル以前初メテ航
海ニ従事シタル時ニ当テ諛船ニ乗込ミ
タル船員ハ幾許ナリシヤ
又諛船ハ何国ノ製造ニ係ルヤ又其船名
ハ如何又幾年来其船名ヲ用ナルヤ
又汝ハ諛船ノ別号ヲ知レルヤ果シテ然
ラハ其認知或ハ聞知シタル別号ハ如何
第十一条 汝カ今茲ニ訊問ヲ受ル所ノ船
船ノ捕獲ヲ受ケタル当時諛船ハ如何ナ

ル港及々如何ナル地ニ向ケ航行セシヤ
何地ヨリ航海ヲ始メ何地ニ至ラ之ヲ終
リシヤ

又諛船ノ航海ヲ始メタル當時諛船ニ於
テハ如何ナル貨物ヲ現ニ積込ミタルヤ
之ヲ諛船ニ積込ミタル年月ハ如何
汝ハ前航海中諛船ニ於テハ軍律ニ背キ
タル品物或ハ其他法律ヲ以テ禁制シタ
ル物件ヲ積込ミタルヤ否マヲ知レルヤ
如何果シテ之ヲ知ラハ之ヲ積込ミタル
時日及ビ品名ハ如何

第十二条、汝ノ現ニ訊問ヲ受ル所ノ船舶
ハ航海証或ハ免状ヲ所持セシヤ果シテ

之ヲ所持セハ何人ノ發付ニ係ルヤ

前キニ諛船舶ノ未タ捕獲セラレサル已

前諛船ハ如何ナル港或ハ如何ナル地ニ

向ケ航行セシヤ

又右航海ハ何地ヨリ始メ何地ヲ以テ終

リシヤ又諛船ノ捕獲ヲ受ルマテ積込シ

タル貨物ハ何品ナルヤ且ツ何港ニ於テ

其貨物ヲ引渡シタルヤ

又諛船ノ捕獲ヲ受ル已前何港ヨリ何時

ニ出帆セシヤ

第十三条 前航海出帆ノ際右船舶ハ如何

ナル貨物ヲ積込ミ又其捕獲ヲ受ケタル

際諛船ニ於テハ如何ナル貨物ヲ積込ミ

タルヤ

又何月何日之ヲ積込ミタルヤ且ツ其貨物ノ品名及々量目ハ如何

第十四条 汝ノ現ニ訊問ヲ受タル所ノ船舶ノ捕獲セラレタル当時其船主ハ何人

ナリシヤ

又汝ハ其船主ノ氏名ヲ如何シテ知レル

ヤ又其船主ハ何ノ出生ナルヤ且ツ其妻

孳ト俱ニ居住スル地名ハ如何又何年間

其地ニ居住セシヤ

又汝ハ其已前彼等ノ居住セシ地ヲ熟知

セシヤ且ツ何國何州ノ人民ナルヤ

第十五条 何人ニ於テ賣渡シ証盾ヲ諛船

主ニ附与シタルヤ又之ヲ渡シタルハ何

年何月何日ナリシヤ

又何地且ツ証人ノ面前ニ於テ之ヲ附与

セシヤ又其証盾明文外ニ右賣渡ニ関シ

如何ナル契約ヲ結ヒタルヤ

汝ハ何レニ於テ其証盾ヲ一覽セシヤ且

ツ其明父ハ如何ナリシヤ

第十六条 右捕獲ノ際最初ニ諛船ニ於テ

発見シタル貨物ハ何港或ハ何地ニ於テ

何月何日ヲ以テ積込ミタルモノナルヤ

其貨物ノ所有主或ハ受荷人ノ氏名ハ如

何又其者ハ何レノ国民ニシテ且ツ汝ノ

熟知スル已前彼等ハ何レニ居住セシヤ

船主

又何地ニ於テ何人ノ計策或ハ便益ノ為
ノ右貨物ヲ引渡スヤ
又右貨物積主或ハ受荷人ハ右貨物ニ對
シ如何ナル關係ヲ有セシヤ且ツ其貨物
ノ量目品種及ビ条目ハ如何又汝ハ指定
港ニ於テ右貨物ヲ引渡シ及ビ陸揚ケシ
タル上ハ右貨物ハ其貨主或ハ受荷人ニ
屬シテ別人ニ屬セサル所以ヲ知ラシメ
或ハ信認セシムルニ足ルヘキ理由ヲ示
スヲ得ルヤ

第十七条 該船ニ於テ捕獲セラレタル貨
物ニ関スル貨物ニ関スル貨物送状ハ幾
通ヲ記セシヤ

右送状ハ偽物ナルカ或ハ虚飾ノモノカ
又或ハ右船舶ノ捕獲セラレタル当時其
船内ニアル所ノモノト異ナルカ
又此他ノ送状ニハ如何ナル事ヲ記載シ
タルヤ

第十八条 汝ハ現ニ訊問ヲ受ル處ノ船舶
或ハ貨物ニ関シ汝自己ノ利益或ハ他人
利益ヲ証明スルニ足ルヘキ送状積荷目
録唇簡或ハ其他ノ唇類ヲ現有スルヤ或
ハ捕獲ノ際現ニ該船内ニアリシヤ若シ
果シテ之ヲ有セハ之ヲ差出し而シテ之ヲ
得タル時日場所方法及ビ景状ヲ指示ス
ハシ若シ又之ヲ差出スヲ得サルハ

何人ノ之ヲ所持スルヲ目撃シヤ或ハ
現ニ汝ノ認知或ハ信認スル所持人ハ何
人タルヤ且ツ之ヲ当郡ニ送致シ或ハ携
帶セシ時日及々人名ト如何ナル事件ヲ
其盾面ニ記シタルヤヲ明示スヘシ

第十九条 船舶及々貨物ヲ捕獲シタル場
所ノ経緯度及々之ヲ行フタル年月日時
及々其捕獲ノ場所ハ何港或ハ何地ノ近
傍ニシテ其港ハ亜米利加合衆国ノ所領
ナルカ且ツ其名ハ如何

右船舶ヲ捕獲シタル際ニ在テハ雇船契
約ヲ結ビ且ツ執行セシヤ果シテ之レア
ラハ何人及々何日ヲ以テ之ヲ結ビタル

若シ汝其契約盾ヲ所持セハ之ヲ差出ス
ハシ若シ又之レナキヤハ其契約ノ条目
ハ如何ナリシヤ之ヲ屍陳スヘシ

第二十条 右船舶ノ未タ戦利トシテ捕獲
ヲ受ケサル已前港内ヲ出帆スル当時現
ニ該船内ニ於テ如何ナル盾類送状盾筒
或ハ其他該船舶或ハ貨物ニ関係スル盾
類アリシヤ

又右盾類ハ既ニ焼燬、破裂、抛棄、滅尽シ或
ハ滅尽ヤントシタルヤ果シテ然ラハ其
時日人名及々何人ニ於テ之ヲ目撃シノ
ルヤ

明 治 十 九 年 四 月 寫 字 生

十六日	十七日	十八日	十九日	廿日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日
十二行	十三行	休	十三行	十三行	十三行	十三行	十三行	十三行	休	十三行
一	一		一	一	一	一	一	一		一
一七	一〇		三六	三六	三三	三一〇	三一	二七		二四
										一
	三六		四		一一					二

第二十一条 汝或、船主或、船長或、右捕獲、際現ニ諛船舶或、運轉、指揮ヲ為セシ各人、右捕獲、地或、港、合衆国ト戦端ヲ開キ而、合衆国海軍、兵力ヲ以テ諛港ヲ封鎖シタルトテ熟知シ或ハ聞知セシヤ果シテ然ラハ汝、之ヲ熟知或ハ聞知セシ方法時日及ヒ場所及ヒ右船長艦長、之ヲ熟知或ハ聞知セシ時日及ヒ場所、如何

第二十二条 諛船ノ諛港ニ進入シ或ハ進入セントセシ當時既ニ諛港ハ合衆国政府ノ封港命令ニ服セシヤ又諛船ノ諛港ニ進入シ或ハ進入セント

スル已前或ハ當時右船主或ハ船長或ハ指揮官ニ於テ右封港通知ヲ受ケタルヤ果シテ然ラハ之ヲ受ケタル時日及ヒ方法、如何

又諛船ノ諛港ニ進入シ或ハ進入ヤントスル已前或ハ其出帆期日或ハ出帆ヤントスル已前諛港ヲ封鎖スルノ通知ヲ諛船ノ日誌或ハ其他ノ書類中ニ記入セシヤ

第二十三条 汝、現ニ訊問ヲ受ル所ノ船舶ノ記録、諛船ノ捕獲ヲ受ル已前ニシテ未タ諛船ノ現ニ捕獲ヲ受ケタル港内或ハ其港ノ近傍ニ到ル已前合衆国海軍

士官或ハ合流国收税官吏ノ制覽ニ供シ
或ハ檢査ヲ受ケタルヤ又右記録ハ合流
国官吏ニ於テ記シタルモノナルヤ
此他此事ニ就キ汝ノ熟知或ハ信認スル
所ハ之ニ關係スル人名時日及ヒ場所ト
ヲ併セ詳細ニ開陳スヘシ

第二十四条 汝ハ右封港ノ命令アリ而
其通知ヲ受ケタル後該船ノ密ニ右封港
内ニ進入シ或ハ妄ニ該港ヲ出帆セント
スルヲ熟知シ或ハ信認セシヤ若シ果シ
テ信認ニ出タルキハ何人ノ通知ニ係リ
而シテ其通知ヲ得タル時日方法ハ如何
此他此事ニ就キ汝ノ熟知或ハ開知信認

スル所ハ明瞭ニ具陳スヘシ
第二十五条 汝ノ今現ニ訊問ヲ受ケタル
所ノ船舶ハ何月何日ヲ以テ戦利トシテ
捕獲セラレ且ツ戦利タルノ言渡ヲ受ケ
タルヤ果シテ然ラハ何港ニ之ヲ送致シ
タルヤ又何人何衙ニ於テ何ノ理由ニ依
テ之ヲ戦利トシタルヤ

第二十六条 汝ノ現ニ訊問ヲ受ル所ノ船
舶ヲ捕獲シタル時ニ当リ汝ハ多少ノ損
害ヲ被リシヤ果シテ然ラハ汝ハ如何ナ
ル方法ヲ以テ之ヲ算定スルヤ
右捕獲ニ因リ生シタル損害ノ一部ニ就
キ既ニ償還ヲ受ケタルヤ或ハ其償還ノ

約ヲ結ビタルヤ果シテ然ラ、何年何月
何日何人ヨリ償還ヲ受ケ或ハ何人ト其
約ヲ結ビシヤ

第二十七条 該船舶或ハ貨物ノ全部或ハ
一部ハ保險ノ約アルヤ果シテ然ラ、如
何ナル航海中之ヲ結ビタルヤ又其保險
料ハ幾許ナルヤ且ツ何月何日何人ト何
地ニ於テ此約ヲ結ビタルヤ

第二十八条 汝ノ指定港ニ到着スルヤ直
ニ其貨物或ハ其一部ヲ陸揚ケシ而シテ
受荷人或ハ其他ノ者ニ之ヲ交付セシヤ
果シテ然ラ、何人ニ引渡シタルヤ又或
ハ右貨主ニ於テ之ヲ賣却スルノ市場ヲ

ヲ變更セシヤ

第二十九条 之ヨリ以下該船内ニ積込ミ
タル產物及ヒ製造物ノ事ニ就キ貨問ヲ
起サントス

汝ノ現ニ今貨問ヲ受ル所ノ貨物ノ全部
或ハ一部ハ如何ナル国或ハ地ニ於テ積
込ミタルヤ

第三十条 右貨物ノ全部或ハ如何ナル部
分カ埠頭或ハ海岸ニ於テ積込ミ或ハ甲
船ヨリ乙船ニ積替タルモノナルカ且ツ
其貨物ハ何地ニ於テ何船又何船ヨリ何
地ニ船積或ハ積替タルヤ而シテ其時日ハ

第三十一条 合衆国外ノ地或ハ今現ニ訊

問ヲ受ル所ノ船舶ニアラサレハ船舶
ニ於テ右船舶ニ関係スル送状積荷目録
肩簡証肩或ハ其他ノ肩類ヲ存スルカ果
シテ存在セハ如何ナル肩類ニシテ如何
ナル事ヲ記載セシモノナルヤ

第三十二条 右肩類ハ該船舶ヨリ引渡セ
シヤ果シテ然ラハ如何ナル方法ヲ以テ
何月何日何人ニ於テ何人へ引渡し且ツ
現今何人ノ所持管守ニ係ルカ

第三十三条 捕獲ヲ受ケタル航海中或ハ
捕獲ヲ受ケタル後ニ至リ其積荷ヲ卸セ
シヤ又何月何日何地ニ於テ何人及ヒ何
人ノ命令ニ依リ何ナル目的何ナル方法

ヲ以テ之ヲ卸セシヤ

第三十四条 前上ノ船舶ニ於テハ船客ヲ
載セタリシヤ右捕獲ノ際右船客ハ潜匿
セシヤ其船客ノ氏名及ヒ所属国名位階
職業如何又右船客ハ命令肩ヲ所持セシ
ヤ果シテ然ラハ如何ナル目的ニ出テ而
シテ何人ヨリ之ヲ授与セシヤ
又右船員ハ何月何日何地ニ於テ該船ニ
乗込ミタルヤ且ツ何用ニシテ何地ニ向ケ
赴クヤ右船客ハ該船或ハ貨物ニ對シ直
接間接ヲ問ハス所有權或ハ幹理ノ任ヲ
有セシヤ

又該船ニ乗込ノ士官兵員或ハ該船ハ潜

匿シヤ、如何ナル理由ヲ以テ清匿セ
シヤ

又右捕獲ヲ行フタル際現ニ諛船ニ合流
国民ノ乗込ミタル者アリシヤ又潜匿或
ハ幽閉セラレタルヤ果シテ然ラハ幾日
間何等ノ理由ヲ以テ幽閉セラレタルヤ
又右捕獲ノ当時諛船ニ乗込ミタル者ハ
現ニ合衆国或ハ合衆国政府及ヒ法律ニ
對シ戦端ヲ開キ或ハ暴動ヲ起シタル合
衆国各州或ハ所領地ノ人民ナリシヤ果
シテ然ラハ其者ノ氏名及ヒ州郡ハ如何
又其者ノ職務及ヒ約束ハ如何

第三十五条

右船舶ニ於テ発見シタル運

漕証屑航海免狀雇船約屑賣渡証屑積荷
目錄及ヒ其他ノ屑類ハ総テ正実ノモノ
ナルカ或ハ全ク詐偽虚飾ノモノナルカ
又汝ハ右屑類ノ正否ヲ判定スルノ事由
或ハ模様ヲ知レルヤ
又何人ニ於テ旅券或ハ航海免狀ヲ受ケ
タルヤ之ヲ渡シタル者ハ何人ナルヤ
又右ハ全ク此船舶ニ限レル免狀或ハ旅
券ニシテ且ツ其屑面ニ記名シタル者ノ
誓詞或ハ証言ニ依テ之ヲ渡セシヤ或ハ
實際宣誓或ハ証言シタル者ニアラスト
虽ヒ之ヲ為シタルモノト思料セララルハ
キ者ニ之ヲ渡セシヤ